

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 1 0 月

群馬県人事委員会



群人委 第 208-1 号

令和 8 年 10 月 6 日

群馬県議会議長 金 井 康 夫 様

群 馬 県 知 事 山 本 一 太 様

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、別紙第 2 のとおり勧告します。

はじめに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約された職員に対する代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について社会一般の情勢に適応するよう必要な措置を勧告し、職員の適正な処遇を確保することで、安定した労使関係の維持や、円滑で効率的な県行政の運営に寄与してきた。

本委員会は、地方公務員法に定める給与等の決定原則に基づき、職員及び県内民間事業の従事者の給与等、国や他の地方公共団体の状況、その他社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に検討を行った上で、職員の給与及び勤務条件等について報告及び勧告を行うものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

目 次

	頁
別紙第1 報 告	
第1 職員の給与 ……………	1
1 職員給与の実態 ……………	1
2 民間給与の実態 ……………	1
3 職員給与と民間給与との比較 ……………	2
(1) 月例給 ……………	2
(2) 特別給 ……………	2
4 物価及び生計費 ……………	3
5 人事院の給与に関する報告等 ……………	3
6 本年の給与改定 ……………	3
(1) 月例給 ……………	3
(2) 特別給 ……………	5
7 寒冷地手当の級地区分の見直し……………	5
(1) 支給地域の冬季生計費の増加の実態と見直しの内容 ……	5
(2) 実施時期 ……………	6
8 その他の見直し……………	6
(1) 特地勤務手当等に係る指定公署の見直し ……………	6
(2) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し……………	6
(3) 会計年度任用職員の給与の見直し ……………	7
(4) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討…	7
(5) 職務・職責を重視した給与体系の在り方 ……………	7
第2 職員の勤務条件等 ……………	9
1 多様で有為な人材の確保・定着・育成・活躍推進 ………	9
(1) 人材の確保 ……………	9
(2) 人材の定着 ……………	10
(3) 組織力向上に資する人材育成 ……………	10
(4) 多様な人材の活躍推進 ……………	11
2 時間外勤務の縮減 ……………	11
3 勤務環境の整備 ……………	13

(1) 心と体の健康づくりの推進	13
(2) 時代に即した働き方の推進	14
(3) 仕事と生活の両立支援	15
(4) ハラスメント防止対策	16
4 公務員倫理の確保	17

別紙第2 勸告

I 令和8年4月の公民較差に基づく給与改定等のための関係条例 の改正	1
1 群馬県職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校職員の 給与に関する条例の改正	1
2 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	2
3 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	3
II 教員の処遇改善のための群馬県公立学校職員の給与に関する 条例の改正	3
III 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例及び群馬県公立学校職員 の給与に関する条例の改正	3
IV 改定の実施時期等	3

報 告

報 告

第 1 職員の給与

1 職員給与の実態

本委員会の勧告の対象となる職員は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 55 号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年群馬県条例第 41 号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 8 号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年群馬県条例第 62 号）の適用を受ける職員であり、これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職、教育職等 14 の給料表の適用を受けている。

本委員会は、これらの職員について、本年 4 月における「令和 8 年職員給与等実態調査」を実施した。その概要は、参考資料「1 職員給与関係」のとおりである。

その調査結果によると、民間給与との比較を行っている行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。以下「一般行政職員」という。）の人数は 4,529 人、平均年齢は 42.2 歳で、平均給与月額 は 386,790 円となっている。

（参考資料第 1 表～第 10 表）

2 民間給与の実態

本委員会は、職員給与と県内の民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の 767 民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 154 事業所を対象に「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施し、133 事業所から回答を得た。

この調査では、一般行政職員と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の約 6,600 人及び研究員、教員等の 54 職種約 600 人について、個々の従業員に実際に支払われた本年 4 月分の給与月額等を詳細に調査した。

本年の調査結果の概要は、参考資料「2 民間給与関係」のとおりである。

(参考資料第 11 表～第 23 表)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「令和 8 年職員給与等実態調査」及び「令和 8 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては一般行政職員、民間にあってはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢階層を同じくする者同士の本年 4 月分の給与額をそれぞれ対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った結果、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 11,631 円（3.01%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B） $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
398,421 円	386,790 円	11,631 円（3.01%）

（注）民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本委員会は、これまで民間における賞与等の年間支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と比較した上で、0.05 月単位で改定を勧告してきている。

前記の「令和 8 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた賞与等は、年間で所定

内給与月額の 4.71 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.65 月）が民間における賞与等の年間支給割合（月数）を 0.06 月分下回っていた。

（参考資料第 20 表）

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年 4 月の前橋市における消費者物価指数は、前年同月比 1.1% の上昇となっている。

また、本委員会が同省の家計調査を基礎として算定した本年 4 月の前橋市における標準生計費は、参考資料「3 生計費関係」のとおり、2 人世帯で 165,940 円、3 人世帯で 193,860 円、4 人世帯で 221,590 円となっている。

（参考資料第 24 表）

5 人事院の給与に関する勧告等

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告を行い、あわせて、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行ったが、その概要は、参考資料「4 人事院勧告等の概要」のとおりである。

6 本年の給与改定

本年の職員給与及び民間給与の実態とその比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告等の概要は、以上のとおりである。

本委員会は、これらの内容や本県の職員の実態等を総合的に勘案し、検討した結果、本年の職員の給与改定について、以下のとおり判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

本年 4 月における職員給与と民間給与とを比較した結果、職員給与は民間給与を 11,631 円（3.01%）下回っていることから、民間給与との較

差、人事院勧告等を踏まえ、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

月例給の改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げることが適当であり、行政職給料表は、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、人事院勧告に準じて、全世代に対して引上げ改定を行う必要がある。具体的には、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定を行うことが適当である。

その他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の月例給についても、民間における再雇用者の月例給の状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、所要の引上げ改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師に対する第一種初任給調整手当については、公務に必要な医師を確保するため、人事院勧告に準じて支給上限額を改定する必要がある。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容等を踏まえ、本県職員の勤務等の状況を考慮し、所要の検討を行う必要がある。

エ 転居に関する手当及び単身赴任手当

人事院が報告・勧告の中で示した転居に関する手当の新設及びそれに伴う単身赴任手当の見直しについては、本県職員の転居を伴う転勤の実情等を踏まえ、所要の検討を行う必要がある。

オ 特地勤務手当に準ずる手当

人事院が報告の中で言及した特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の拡大については、本県における公署の状況や職員の転居を伴う勤務の実態等を踏まえ、令和9年度に見直しに係る検討を行うこととする。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間における賞与等の年間支給割合（月数）を 0.06 月分下回っていることから、民間における賞与等の年間支給割合（月数）に見合うよう、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げ改定を行う必要がある。

年間支給月数の引上げ分は、民間の賞与等の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に年間支給月数を引き上げる必要がある。

7 寒冷地手当の級地区分の見直し

寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員について、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の冬季の生計費が、温暖地に在勤する職員に比べて著しく増加する実情に鑑み、その負担を軽減するために支給される手当である。

本委員会では、この寒冷地手当の支給地域について、県内の寒冷度に応じて設定している支給地域の級地区分の在り方を、関係者の意見を聴取しつつ調査検討した。その結果、現行の級地区分について、次のとおり見直すことが適当であると判断した。

(1) 支給地域の冬季生計費の増加の実態と見直しの内容

これまで本県においては、寒冷度やそれに伴う冬季の生計費の増加に地域差があると考えられたことから、寒冷度の程度に応じて支給地域を 1 級地、2 級地及び 3 級地の 3 つに区分し、手当額に差を設けてきた。

本委員会では、寒冷地手当の支給地域又は指定公署に勤務する職員を対象として、当該地域又は公署に勤務することによる冬季の生計費への影響を把握するため、寒冷地手当に関するアンケート調査を実施し、現行の級地の違いにより冬季の生計費の増加にどの程度の差異が生じているかを検証した。その概要は、参考資料「5 寒冷地手当に関するアンケート調査の集計結果」のとおりである。

この調査結果によると、級地ごとの寒冷度の差が、職員の冬季生計費増加額の差として、現行の級地区分に対応して明確に表れているとは認められなかった。このため、現行の級地区分を維持する合理的な根拠は乏しいものと考えられることから、級地区分を廃止し、すべての支給地域について現行の1級地に係る手当額を適用することとする。

(2) 実施時期について

この見直しは、令和9年度から実施する。

なお、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年群馬県条例第68号）附則第9条及び群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年群馬県条例第74号）附則第5条の規定に基づく寒冷地手当に関する経過措置については、今回の見直しの影響を及ぼさないものとする。

○見直し後の支給区分及び手当額

世 帯 等 の 区 分		
世 帯 主 で あ る 職 員 (支給地域内に居住している者に限る。)		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800 円	11,400 円	8,200 円

8 その他の見直し

(1) 特勤勤務手当等に係る指定公署の見直し

国の特勤官署及び準特勤官署並びに級別区分については、本年4月1日に見直しが行われたところである。

本県の特勤勤務手当等に係る指定公署については、これまでも国に準じて見直しを行ってきたことから、同様に見直しを行う。

なお、この見直しに伴い、指定公署から除外される公署に改定日の前日から引き続き勤務している職員に対しては、所要の経過措置を講ずる必要がある。

(2) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院は、特定任期付職員の勤勉手当について、人事院の承認を得た場

合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとした。

本県においても、特定任期付職員の勤務等の状況を踏まえ、所要の検討を行う必要がある。

(3) 会計年度任用職員の給与の見直し

人事院は、非常勤職員の給与に関する通知を改正し、任期が相当長期にわたる非常勤職員に対し、扶養手当及び住居手当に相当する給与を支給するよう努めることとした。

その後、総務省から、地方公務員についても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員には、扶養手当及び住居手当を支給する必要があるとの見解が示されたところである。本県においても、これを踏まえ、対象となる職員の範囲及び具体的な支給方法について検討し、適切に対応する必要がある。

(4) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討

定年の段階的引上げに伴い、高齢層職員が担う役割は今後ますます重要になるものと考えられる。行政課題が複雑化・多様化する中、豊富な経験や知見を有する職員が、その能力を十分に発揮し活躍できる環境の整備が求められている。

高齢層職員の処遇については、職務上の役割や能力、実績を適切に評価するとともに、その意欲の維持・向上につながるものとすることが重要である。

国においては、60歳前後の給与水準等に関する検討が進められているところであり、本委員会としても、その動向を注視しつつ、調査研究を行っていく。

(5) 職務・職責を重視した給与体系の在り方

管理職員は、組織運営や政策立案、関係者との調整、人材育成などにおいて中核的な役割を担っており、その能力を十分に発揮して職責を果たすとともに、期待される成果を挙げることが強く求められている。

国においては、本府省幹部職員等について、職務・職責をより重視した給与体系の在り方に関する議論が行われているところである。管理職員が

担う役割の重要性や責任の重さに鑑みれば、能力と意欲のある職員が管理職員として活躍できる環境を整備するとともに、その職務・職責に見合った処遇を確保することは本県においても重要な課題である。

こうした点を踏まえ、管理職員の処遇の在り方については、国における新たな給与体系の議論や他の都道府県の動向等を注視し、本委員会としても調査研究を行っていく。

第2 職員の勤務条件等

1 多様で有為な人材の確保・定着・育成・活躍推進

(1) 人材の確保

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、県民の幸福度向上に向けた取組を進めるためには、有為な人材を安定的、継続的に確保していく必要がある。

しかし、若年人口が減少する中、民間企業における賃上げ、採用の早期化が進み、地方自治体における人材確保を取り巻く環境は、より厳しさを増している状況である。本県においても、各種採用試験・選考考査において、競争倍率が低水準となる職種があるなど、厳しい状況となっている。

本委員会では、採用説明会の開催や合同企業説明会への出展拡大、動画配信、SNS、就職・転職サイトを活用した情報発信などのほか、早期に県職員の仕事や魅力を知ってもらうために高等学校での説明機会の拡充に取り組んでいるところである。さらに、行政事務職では、任命権者が実施し、効果的に機能しているインターンシップに加え、短期間で気軽に参加でき、県職員の仕事や魅力をより深く知ることができる機会として職員との交流会・庁内見学会を実施している。令和8年度では、「1DAY 県庁ライフ in GUNMA」として、定員の増加や任命権者実施のワークショップの追加により内容を拡充して実施した。また、技術系職種についても、オンラインで実施した社会人経験者向け座談会において、新たに電気、機械、建築を追加して実施したところである。

引き続き、各任命権者においても、県職員の仕事や魅力を知ることができる機会の更なる拡充を進め、高い意欲と適性を有する新規学卒者や民間人材等を採用するための具体的な採用活動について、多角的な観点から議論していくことが重要である。

また、本委員会においては、民間企業の採用試験で広く活用されている総合適性検査「SPI3」を活用した試験の実施や受験資格の緩和のほか、社会人経験者試験における受験上限年齢の引上げや実施職種の拡大など、

これまでも採用試験制度の見直しを行ってきたところである。新規学卒者等の人材確保が厳しさを増している状況を受け、特に採用困難な職種については、各任命権者においても、いわゆるアルムナイ採用制度など、即戦力となる人材の確保に向けた見直しを包括的に検討していく必要がある。

(2) 人材の定着

人材の確保が厳しい状況となる中で、人材の定着はより重要度を増している。人材の定着には、職員の仕事や組織への意欲や満足度を表すエンゲージメントを向上していくことが必要不可欠である。職員エンゲージメントが高い職場を実現することは、人材の定着に加え、職業としての県職員の魅力を高め、多様で有為な人材の確保にも資するものとなる。

エンゲージメント向上には、職員の能力・実績の的確な把握による公正な人事評価が行われるとともに、職員がやりがいをもって働き続けることができる環境の整備が重要である。主に知事部局職員を対象に実施された令和7年度職員エンゲージメント調査では、令和6年度調査結果よりもポジティブな回答が増え、任命権者による取組の効果が表れてきた結果となった。傾向としては大きな変化はなく、職場のコミュニケーションや上司のマネジメントについて評価している職員の割合が高い一方で、業務量に応じた人員配置、職員自身の将来イメージの構築、適性・能力開発を考慮した異動について課題を感じている職員の割合が他の項目に比べて高い結果になっている。

この点を踏まえ、特に知事部局においては、引き続きデジタル技術・AIを活用した業務の効率化、社会環境の変化や効果の検証による事業の改廃を図った上での適切な人員配置を行うとともに、職員の自律的・主体的なキャリア形成や能力開発に向けた支援を強化していく必要がある。

また、他の任命権者においても、各職場・職員の状況を把握し、職員のエンゲージメント向上に向けた取組を進めることが求められている。

(3) 組織力向上に資する人材育成

組織のパフォーマンスを向上させるためには、職員個人の成長を組織力の向上につなげていく必要がある。

職員の成長には、職員自身が将来イメージを構築し、自身の強みやこれから伸ばすべき能力を把握することが効果的である。そのため、管理監督職からの適切なフィードバックにより、職員自身の考えと組織として期待することの整合を図ることが重要である。その上で、業務における効果的な指導・助言や担当業務の調整等の管理監督職のマネジメントによる支援と、多様な業務経験の機会の提供やデジタル技術・A I の進展も踏まえた各種研修等の制度による支援を両輪で推進することが求められている。

各任命権者においては、管理監督職に対するマネジメントの質の向上に向けた研修の実施のほか、各種支援制度の強化や活用推進の取組が求められる。

(4) 多様な人材の活躍推進

多様な人材の活躍推進は、県政へ多様な視点や価値観がもたらされ、県政を変革する力となるとともに、有為な人材の確保にもつながる重要な取組である。

すべての職員が属性にとらわれず、その意欲と能力を発揮し、活躍するには、誰もが働きやすい勤務環境を整備していくことが前提である。

各任命権者においては、それぞれの職務の特性や職場の実情を踏まえながら、多様な人材がその能力を十分に発揮できる勤務環境の整備に取り組む必要がある。

2 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、仕事と生活の両立や公務能率の向上に資するとともに、人材の確保・定着につながる魅力ある職場環境を整備するための重要な課題である。

さらに、教職員のなり手不足が、本県も含めた全国的な課題となる中で、教職員の長時間労働についても、更なる削減が求められている。

本委員会としても、特に職員の健康確保の観点から強くその実現を求めている。

任命権者においては、これまでも機動的な人員配置、既存業務の見直しや、

デジタル技術の活用等により、時間外勤務の縮減に取り組んできている。

教育委員会においても、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言及び令和7年度に策定した「群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、働き方改革を推進している。

これらの継続的な取組により、知事部局における令和7年度の職員一人当たりの時間外勤務時間数は前年に比べて減少している。一方で、時間外勤務命令の限度時間（月100時間未満や複数月平均80時間以下）を超過する場合に係る本委員会への許可申請件数は、令和5年度から令和7年度までの直近3年度において増加傾向にある。さらに、学校現場における教職員の長時間労働も依然として見られるところである。

限度時間を超える時間外勤務については、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと指摘されており、原則として大規模災害等に緊急的に対処する場合などに限定的に許可されるものである。

管理監督職は、長時間労働が引き起こす健康リスクと制度の趣旨について理解を深め、職員の日々の勤務状況を把握して時間外勤務命令を必要最小限のものとするよう努めるとともに、自らが先頭に立って業務の削減、仕事の進め方の見直し、所属内の業務の平準化等の取組を継続的に推進していくことが重要である。

また、任命権者は、公務においては長時間の時間外勤務もやむを得ないという意識が組織及び職員の間を生じやすいことに留意し、事務の必要性や実効性を継続的に検証して事業全体の最適化を図るとともに、管理監督職が職員の時間外勤務の状況をより把握しやすくなるよう取り組むことが求められる。

さらに、様々な取組を進めてもなお恒常的な長時間の時間外勤務が見込まれる所属に対しては、早い段階で、柔軟な人員配置や必要な人員の確保等の措置を講ずるとともに、これまで職員が行うことを前提としていた業務についても、AI等を活用した省力化・自動化を検討するなど、従来の発想にとらわれない業務の見直しを推進することにより、長時間の時間外勤務の解消を図る必要がある。

加えて、本委員会としては、任命権者に対し、これまでの取組の成果を適切に把握するとともに、時間外勤務の縮減が進まない所属に必要な応じて指導を行うなど、更なる取組の強化を求める。

また、教育委員会においては、教職員の処遇改善や学校における働き方改革の推進を目的とする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の趣旨も踏まえ、引き続き教職員の勤務時間等の適切な把握・管理に努めるとともに、子どもたちに豊かな学びを届けることを目的として、必要な応じて関係者等と連携し、教職員の長時間労働の縮減を始めとした学校における働き方改革の更なる強化を求める。

3 勤務環境の整備

(1) 心と体の健康づくりの推進

公務において、長期の病気休暇を取得し、又は休職している職員（以下「長期病休等職員」という。）の増加は全国的な課題となっており、（一財）地方公務員安全衛生推進協会が公表した「地方公務員健康状況等の現況の概要」によれば、令和 6 年度の精神及び行動の障害に起因する長期病休等職員は、10 年前の約 1.9 倍に増加したとされている。

本県においても、長期病休等職員数は依然として多く、また、定年引上げや職員の多様化により様々な事情を有する職員が今後も増えていくことが見込まれる。

また、職員の心身の健康の保持・増進を図る上では、メンタルヘルス対策に加え、職員が不調や困り事を抱え込むことなく、安心して相談や意見表明を行い、相互に支え合うことができる心理的安全性の高い職場づくりを進めることも重要である。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員が相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、職員の心身の状況等を適切に把握し、不調の兆候が見られる場合には、速やかに相談窓口の利用や、医師等との面談を勧奨することが求められる。

任命権者においては、これまでも「群馬県職員の心の健康づくり計画」に基づき、ストレスチェックや巡回健康相談、医師等との面談などの各種取組を総合的・体系的に推進しているところであるが、今後は、メンタル不調の未然防止を重視した職場づくりを進めるとともに、早期発見・対処、円滑な職場復帰及び再発防止の各段階に応じた切れ目のない支援を一層充実させ、職員が心身ともに健康で生き生きと働くことができる勤務環境の整備に取り組んでいく必要がある。

また、知事部局等においては、職員の健康確保等の観点から、勤務間インターバルの確保が所属長の努力義務とされているが、今後は、その確保状況を把握し、より実効性のある取組へとつなげていく必要がある。

(2) 時代に即した働き方の推進

価値観が多様化する中、職員の事情に応じた多様で柔軟な働き方の推進は、職員の能力を最大化し、公務能率の向上に資するとともに、人材確保・定着に向けた公務の魅力向上にもつながるものである。

ア 柔軟な働き方に係る制度の適切な運用

本県では、これまでも時差出勤やフレックスタイム制、テレワーク等の各種制度の充実に努めてきたところである。任命権者においては、引き続き、行政サービスの提供に支障を生じさせないことを前提として、制度の適正な運用を図るとともに、管理職による適切な勤務時間管理とその負担軽減の両立にも配慮しつつ、職員が各種制度を利用しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

また、多様で柔軟な働き方の推進に当たっては、制度の整備にとどまらず、デジタル技術の活用や業務の見直しを併せて進めることにより、公務能率の向上を図るとともに、職員の働きがいの向上や健康の保持・増進及び多様な人材の活躍推進につなげていくという視点が重要である。

イ 兼業の適切な運用

総務省は、昨年6月に「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について（通知）」を発出し、地方公務員の兼業に関する許可基準の設定、運用の透明性の確保、職員の健康管理等に関する

留意点を示した。兼業は、職員の自律的なキャリア形成や自己実現に資するのみならず、民間企業での業務や地域活動等を通じて得られた知見や経験を行政サービスの向上に生かす効果も期待されるなど、職務にも好影響をもたらし得るものである。

これらを踏まえ、任命権者においては、職務の遂行に支障を生じさせず、その公正な執行及び県民の公務に対する信用を確保することを前提として、兼業による職員の心身の疲労や職務への影響にも配慮しながら、制度を適切に運用する必要がある。

その上で、職員が有する知識・技能を生かした活動や社会貢献につながる兼業について、許可基準や手続の周知を図るとともに、希望する職員が適切に制度を活用できる環境の整備に努めていくことが望まれる。

ウ A I 技術の適切な活用等

生成 A I をはじめとする A I 技術は、業務の効率化や行政サービスの向上に大きな可能性を有している。一方で、その活用にあたっては、情報セキュリティや個人情報の保護に十分留意するとともに、出力内容を職員が適切に確認し、判断することが重要である。

国においては、A I 時代に求められる国家公務員の人材像やスキル、人材育成方法等の検討が進められている。任命権者においては、こうした国の動向も踏まえ、A I 技術を安全かつ適切に活用するためのルールを整備するとともに、職員のデジタルリテラシーの向上や学び直しの機会の充実を図り、A I 技術を適切かつ効果的に活用できる人材の確保及び育成に取り組むことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援

近年、職員の価値観やライフスタイルが多様化し、仕事と生活の両立に関する課題やニーズも多岐にわたっている。育児や介護を始め、様々な事情を抱える職員が安心して働き続けることができるよう、仕事と生活の両立を支援し、誰もがその能力を十分に発揮できる勤務環境を実現することは、優秀な人材の確保や職員のキャリア形成支援の観点からも重要である。

本県においては、育児・介護等の事情を抱える職員が柔軟に働くことが

できるよう、関係する条例・規則を改正し、休暇・休業等の各種制度を利用しやすくするとともに、両立支援制度の周知や利用に係る意向確認等の措置を任命権者に義務付けたところである。

任命権者においては、引き続き、必要な制度の整備・見直しについて検討するとともに、人員配置や業務分担の見直しなどにより、職員が両立支援制度を円滑に利用できる環境を整備し、多様な人材がその能力を十分に発揮して活躍できる職場づくりに努め、併せて、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに一層取り組み、その着実な取得促進を図ることが求められる。

その上で、人事院が報告の中で言及した無給休暇の新設、代休日の指定等の見直し及びフレックスタイム制の更なる見直しについても、仕事と生活の両立を支援する勤務環境の整備に資するものと考えられることから、本県の実情を踏まえ、これらの制度について所要の検討を行う必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

近年、社会全体でハラスメントへの対応に関心が高まっている。特に、職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるとともに、職場の活力や機能の低下をもたらす要因となるものである。

また、ハラスメントは、職位、立場、性別等にかかわらず、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることに十分留意する必要がある。

職員を加害者にさせないことはもちろん、正当な理由がない過度な要求を始めとしたカスタマーハラスメントも含むあらゆるハラスメントから職員を守り、職員が安心して働くことができる勤務環境を確保することは、組織の重要な責務である。

昨年4月に施行された群馬県カスタマーハラスメント防止条例では、県、事業者、就業者及び顧客等のそれぞれの責務を明らかにするとともに、社会全体でカスタマーハラスメントの防止に取り組む姿勢を明確に示したところである。県においては、社会全体の機運醸成等に取り組むとともに、事業者として、県職員に対する迷惑行為等に組織として毅然と対応し、職員を守る姿勢を明確に示すことが求められる。

さらに、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）の改正により、本年 10 月から事業主にカスタマーハラスメントを防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられた。このため、組織として適切に対応できるよう、対応方針の明確化及び周知、相談体制や事案発生時の対応体制の整備、職員に対する研修等の取組を着実に進める必要がある。

任命権者においては、新たに外部カウンセラー事業を活用した相談窓口を開設するなどの取組を進めているところであるが、引き続き、ハラスメント防止セミナーや研修等を通じて、全ての職員が相互の人格を尊重し、適切な言動を心掛ける意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実等、各種のハラスメント防止対策を充実・強化していくことが求められる。

また、ハラスメントの防止に当たっては、相談対応や事案発生後の対応のみならず、職員相互の円滑な意思疎通を促す風通しの良い職場づくりや、管理監督職のマネジメント能力の向上など、未然防止に重点を置いた取組を推進することが重要である。管理監督職においては、日頃から職員との円滑な意思疎通を図り、誰もが安心して相談や意見表明を行うことができる環境を整えることにより、ハラスメントの兆候を早期に把握し、その発生や深刻化の防止に努める必要がある。

4 公務員倫理の確保

県政は県民の信頼の上に成り立つものであり、職員には、公私を問わず法令を遵守することはもとより、高い使命感と倫理観を持って行動することが求められる。

任命権者においては、これまで、「群馬県職員倫理規程」や「群馬県内部統制基本方針」等を策定し、職員が遵守すべき具体的な行為規範を示すとともに、研修の実施や機会を捉えた注意喚起等により、綱紀の保持に取り組んできたところである。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として職員による不祥事が後を絶たない状況にあり、本委員会としても強い危機感を抱いている。

任命権者においては、不祥事の原因や背景を的確に把握した上で、実効性のある再発防止策を継続的に講ずるとともに、管理監督職が職員の執務状況や職場環境等に十分に目を配り、定期的な面接の有効活用や日頃の対話等を通じて職員とのコミュニケーションを深め、置かれている状況や抱える課題を捉えることにより、不祥事の兆候を早期に把握し、組織として適切に対応する体制を一層強化する必要がある。

また、職員一人ひとりにおいては、自らの行動が県政全体に対する県民の信頼に直結し、不祥事を起こした場合には、自らの将来のみならず、大きな影響が周囲にも及び得ることを十分に認識した上で、公務の内外を問わず、自覚と責任を持って行動することが求められる。

勸告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、給与改定を実施するため、群馬県職員の給与に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 55 号）、群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 56 号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年群馬県条例第 41 号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 8 号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年群馬県条例第 62 号）を改正することを勧告する。

I 令和 8 年 4 月の公民較差に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 群馬県職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当の支給月額を 418,600 円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職で人事委員会規則で定めるものに対する第一種初任給調整手当の支給月額の限度を 52,600 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 8 年 12 月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務

職員にあつては、0.7375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5375 月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375 月分）とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ 0.525 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

2 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

II 教員の処遇改善のための群馬県公立学校職員の給与に関する条例の改正

Iの1の(1)による改定後の給料表（高等学校等教育職給料表及び小学校中学校等教育職給料表に限る。）を別記4のとおり改定すること。

III 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例及び群馬県公立学校職員の給与に関する条例の改正

寒冷地手当の支給月額を、次の表に掲げる額とすること。

世帯等の区分		
世帯主である職員 (支給地域内に居住している者に限る。)		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800 円	11,400 円	8,200 円

IV 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)の

イの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和8年12月1日から、
Ⅱについては令和9年1月1日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ、
3の(2)のイ及びⅢについては令和9年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						

	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						
	93	277,600	317,300	368,900						
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

公安職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	475,700
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	483,600
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	485,100
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900			
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300			
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700			

89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000				
90	326,100	346,600	373,000	413,100					
91	326,800	347,800	374,200	413,600					
92	327,500	349,000	375,500	414,100					
93	328,000	350,200	376,800	414,500					
94	328,700	351,500	378,300	414,900					
95	329,600	352,700	379,800	415,400					
96	330,400	353,900	381,200	415,900					
97	331,100	355,100	382,500	416,300					
98	331,900	356,400	383,700	416,800					
99	332,700	357,600	384,800	417,300					
100	333,500	358,800	386,000	417,700					
101	334,400	360,200	387,100	418,000					
102	335,400	361,100	388,200	418,400					
103	336,400	362,100	389,300	418,800					
104	337,300	363,200	390,400	419,100					
105	338,100	364,300	391,600	419,400					
106	338,700	365,400	392,100	419,900					
107	339,300	366,400	392,700	420,400					
108	339,900	367,400	393,300	420,900					
109	340,400	368,600	393,900	421,200					
110	340,900	369,600	394,400	421,700					
111	341,300	370,600	394,800	422,200					
112	341,800	371,500	395,300	422,700					
113	342,600	372,400	395,700	423,000					
114	343,200	373,300	396,100	423,500					
115	343,900	374,200	396,600	424,000					
116	344,500	375,200	397,100	424,500					
117	345,100	376,200	397,500	424,900					
118	345,800	376,600	398,000	425,400					
119	346,500	377,200	398,600	425,800					
120	347,200	377,800	399,100	426,300					
121	347,800	378,100	399,300	426,700					
122	348,100	378,500	399,800						
123	348,600	378,900	400,300						
124	349,100	379,300	400,700						
125	349,400	379,700	401,200						
126		380,100	401,700						
127		380,500	402,200						
128		380,900	402,700						
129		381,300	403,000						
130		381,700	403,500						
131		382,100	404,000						
132		382,500	404,500						
133		382,700	404,800						
134		383,200	405,300						
135		383,500	405,700						
136		383,800	406,100						

	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定 年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考 この表は、警察官に適用する。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	479,200
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	481,700
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	484,300
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	486,800
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	487,100
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	487,400
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	487,700
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	488,000
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	488,300
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	488,600
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	488,900
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	489,200
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	489,500
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	489,800
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	490,100
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	490,400
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	490,700
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	491,000
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	491,300
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	491,600
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	491,900
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	492,200
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	492,500
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	492,800
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	493,100
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	493,400
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	493,700
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	494,000
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	494,300
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	494,600
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	494,900
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	495,200
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	495,500
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	495,800
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	496,100
	37	266,500	330,000	396,000	451,700	496,400
	38	268,000	331,000	396,700	452,000	496,700
	39	269,500	331,900	397,500	452,300	497,000
	40	271,100	332,700	398,200	452,500	497,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	272,500	333,400	399,000	452,700	497,600
	42	273,800	333,900	400,100	453,000	497,900
	43	275,200	334,400	401,300	453,300	498,200
	44	276,600	334,800	402,500	453,500	498,500
	45	278,100	335,200	403,200	453,700	498,800
	46	279,400	335,700	404,200	454,000	499,100
	47	280,700	336,200	405,000	454,300	499,400
	48	281,900	336,600	405,700	454,500	499,700
	49	283,100	337,000	406,400	454,700	500,000
	50	284,200	337,400	407,100	455,000	500,300
	51	285,300	337,800	407,700	455,300	500,600
	52	286,400	338,300	408,300	455,500	500,900
	53	287,400	338,700	408,900	455,700	501,200
	54	288,500	339,100	409,600	456,000	501,500
	55	289,500	339,500	410,400	456,300	
	56	290,500	339,900	411,200	456,500	
	57	291,500	340,300	411,800	456,700	
	58	292,200	340,600	412,600		
	59	292,700	341,000	413,300		
	60	293,300	341,400	414,000		
	61	293,900	341,800	414,600		
	62	294,500	342,300	415,300		
	63	295,100	342,900	415,900		
	64	295,700	343,400	416,600		
	65	296,300	343,800	417,300		
	66	296,800	344,400	417,900		
	67	297,400	344,900	418,500		
	68	297,900	345,500	419,200		
	69	298,500	346,000	419,900		
	70	299,200	346,500	420,400		
	71	299,800	346,900	421,000		
	72	300,400	347,500	421,600		
	73	301,100	348,000	422,100		
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500			
	83	307,600	354,100			
	84	308,200	354,700			
	85	308,700	355,200			
	86	309,400	355,700			
	87	310,100	356,100			
	88	310,700	356,400			

	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
年 再 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	343,500	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	345,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	346,700	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	348,200	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	349,700	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	351,300	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	352,900	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	354,400	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	358,300	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	360,000	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	361,700	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	363,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	364,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	366,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	368,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	369,600	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	370,900	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	372,600	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	374,200	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	375,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	376,900	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	378,400	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	379,900	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	381,400	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	383,100	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	384,900	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	386,500	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	388,200	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	389,600	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	390,900	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	392,100	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	393,500	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	394,600	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	395,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	396,500	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	397,500	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	398,300	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	399,200	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	400,100	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	400,900	432,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	401,700	432,400
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	402,500	432,700
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	403,300	433,000
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	404,000	433,300
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	404,700	433,500
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	405,400	433,800
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	406,100	434,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	406,800	434,400
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	407,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	407,900	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	408,500	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	409,200	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	409,600	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	410,200	435,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	410,800	436,100
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	411,300	436,400
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	411,700	436,600
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	412,300	436,800
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	412,900	437,100
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	413,400	437,400
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	413,800	437,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	414,300	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	414,800	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	415,400	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	415,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	416,100	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	416,400	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	416,800	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	417,100	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	417,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	417,700	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	417,900	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	418,100	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	418,400	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	418,700	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	418,900	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	419,100	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		419,400	
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		419,700	
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		419,900	
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		420,100	
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		420,400	
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		420,700	
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		420,900	
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		421,100	
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			

	89		313,600	352,500	374,300				
	90		313,800	352,700	374,600				
	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900	375,800				
	95		315,000	354,200	376,200				
	96		315,300	354,400	376,600				
	97		315,600	354,600	377,100				
	98		315,800	354,900	377,500				
	99		316,000	355,200	377,900				
	100		316,300	355,400	378,300				
	101		316,600	355,600	378,800				
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					
	106			356,900					
	107			357,300					
	108			357,700					
	109			357,900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	331,600	368,700	414,700

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	344,400	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	346,200	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	348,000	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	349,800	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	351,500	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	353,300	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	355,100	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	356,700	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	358,300	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	360,000	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	361,700	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	363,400	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	364,900	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	366,500	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	368,100	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	369,600	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	370,900	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	372,600	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	374,200	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	375,800	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	376,900	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	378,400	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	379,900	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	381,400	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	383,100	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	384,900	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	386,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	388,200	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	389,600	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	390,900	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	392,100	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	393,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	394,600	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	395,500	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	396,500	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	397,500	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	399,600	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	400,800	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	402,100	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	403,400	450,900	492,600

	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	404,700	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	405,400	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	406,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	406,800	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	407,300	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	407,900	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	408,500	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	409,200	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	409,600	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	410,200	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	410,800	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	411,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	411,700	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	412,300	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	412,900	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	413,400	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	413,800	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	414,300		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	414,800		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	415,400		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	415,700		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	416,100		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	416,400		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	416,800		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	417,100		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	417,400		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	417,700		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	417,900		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	418,100		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	418,400		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	418,700		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	418,900		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	419,100		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	419,400		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	419,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	419,900		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	420,100		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	420,400		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	420,700		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	420,900		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	421,100		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	421,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	421,700		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	421,900		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	422,100		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500				
	87	306,700	334,100	372,600	392,100				
	88	307,200	335,100	373,400	392,600				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	307,600	336,000	374,000	392,900
90	308,100	337,000	374,600	393,400
91	308,600	338,000	375,200	393,700
92	309,100	339,000	375,800	394,000
93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		

	137	323,500	355,900						
	138	323,800	356,300						
	139	324,100	356,700						
	140	324,400	357,100						
	141	324,600	357,400						
	142	324,900	357,800						
	143	325,300	358,100						
	144	325,600	358,500						
	145	325,800	358,800						
	146	326,000	359,200						
	147	326,300	359,600						
	148	326,600	360,000						
	149	326,800	360,300						
	150	327,000	360,700						
	151	327,300	361,100						
	152	327,600	361,500						
	153	328,000	361,800						
	154	328,200							
	155	328,400							
	156	328,700							
	157	329,000							
	158	329,300							
	159	329,600							
	160	329,900							
	161	330,300							
	162	330,600							
	163	330,900							
	164	331,200							
	165	331,600							
	166	331,900							
	167	332,200							
	168	332,500							
	169	332,900							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	331,600	372,300	420,700

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200

	41	268, 800	315, 600	351, 000	395, 800	431, 400	475, 500
	42	269, 400	316, 500	351, 900	396, 900	431, 600	475, 800
	43	270, 000	317, 500	352, 700	397, 800	431, 900	476, 100
	44	270, 600	318, 400	353, 500	398, 800	432, 200	476, 400
	45	271, 000	319, 300	354, 100	399, 500	432, 500	476, 700
	46	271, 500	320, 300	354, 700	400, 100	432, 800	
	47	272, 000	321, 200	355, 300	400, 700	433, 100	
	48	272, 400	322, 000	355, 900	401, 400	433, 400	
	49	272, 800	322, 900	356, 500	402, 200	433, 600	
	50	273, 400	323, 800	357, 100	402, 900	433, 900	
	51	273, 900	324, 700	357, 600	403, 700	434, 100	
	52	274, 400	325, 500	358, 100	404, 400	434, 400	
	53	274, 800	326, 500	358, 700	405, 200	434, 600	
	54	275, 300	327, 400	359, 200	405, 900	434, 900	
	55	275, 700	328, 400	359, 700	406, 600	435, 200	
	56	276, 100	329, 300	360, 100	407, 200	435, 500	
	57	276, 600	330, 200	360, 500	407, 500	435, 700	
	58	277, 000	331, 100	360, 700	408, 100	436, 000	
	59	277, 400	332, 000	361, 100	408, 700	436, 300	
	60	277, 700	332, 900	361, 600	409, 400	436, 500	
	61	278, 100	333, 800	361, 900	409, 800	436, 700	
	62	278, 500	334, 600	362, 300	410, 500	437, 000	
	63	278, 800	335, 400	362, 700	411, 100	437, 300	
	64	279, 100	336, 200	363, 100	411, 700	437, 500	
	65	279, 500	336, 900	363, 500	412, 100	437, 700	
	66	279, 900	337, 700	364, 000	412, 600		
	67	280, 200	338, 400	364, 400	413, 200		
	68	280, 500	339, 100	364, 900	413, 700		
	69	280, 900	339, 600	365, 100	414, 100		
	70	281, 200	340, 100	365, 600	414, 600		
	71	281, 500	340, 600	366, 000	415, 100		
	72	281, 900	341, 000	366, 400	415, 600		
	73	282, 300	341, 400	366, 700	416, 100		
	74	282, 600	341, 900	367, 100	416, 500		
	75	283, 000	342, 400	367, 600	416, 800		
	76	283, 300	342, 800	368, 000	417, 100		
	77	283, 600	343, 100	368, 200	417, 300		
	78	284, 000	343, 400	368, 500	417, 500		
	79	284, 400	343, 700	368, 900	417, 800		
	80	284, 700	344, 000	369, 300	418, 100		
	81	284, 900	344, 300	369, 600	418, 300		
	82	285, 200	344, 600	369, 900	418, 600		
	83	285, 600	344, 800	370, 300	418, 900		
	84	285, 900	345, 100	370, 700	419, 100		
	85	286, 100	345, 500	371, 000	419, 300		
	86	286, 400	345, 900	371, 400			
	87	286, 800	346, 200	371, 800			
	88	287, 100	346, 400	372, 000			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	287, 400	346, 900	372, 300			
90	287, 600	347, 300				
91	287, 900	347, 500				
92	288, 200	347, 800				
93	288, 500	348, 200				
94	288, 800	348, 600				
95	289, 200	348, 900				
96	289, 500	349, 200				
97	289, 700	349, 400				
98	290, 000	349, 700				
99	290, 300	350, 000				
100	290, 600	350, 300				
101	290, 900	350, 700				
102	291, 200	350, 900				
103	291, 500	351, 200				
104	291, 800	351, 600				
105	292, 000	352, 000				
106	292, 200	352, 300				
107	292, 500	352, 600				
108	292, 800	352, 900				
109	293, 100	353, 200				
110	293, 400	353, 600				
111	293, 700	353, 900				
112	293, 900	354, 100				
113	294, 200	354, 300				
114	294, 400	354, 600				
115	294, 700	354, 800				
116	295, 100	355, 100				
117	295, 400	355, 300				
118	295, 700					
119	296, 000					
120	296, 300					
121	296, 500					
122	296, 700					
123	297, 100					
124	297, 400					
125	297, 600					
126	297, 900					
127	298, 200					
128	298, 600					
129	298, 800					
130	299, 200					
131	299, 600					
132	299, 900					
133	300, 100					
134	300, 400					
135	300, 800					
136	301, 100					

	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500	405,400

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

学校 職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	
	27	272,900	313,700	440,500	
	28	274,100	315,500	441,900	
	29	275,200	317,400	443,300	
	30	276,200	319,300	444,600	
	31	277,300	321,100	446,100	
	32	278,300	322,800	447,600	
	33	279,400	324,500	449,200	
	34	280,500	326,300	450,600	
	35	281,700	328,000	452,200	
	36	283,000	329,700	453,700	
	37	284,200	331,400	455,400	
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	

	41	288,900	338,100	461,600
	42	289,900	340,000	463,100
	43	290,900	341,800	464,300
	44	291,800	343,500	465,500
	45	292,400	345,300	466,700
	46	293,200	347,200	468,000
	47	294,000	348,900	469,200
	48	294,800	350,700	470,400
	49	295,500	352,500	471,500
	50	296,300	354,300	472,700
	51	297,000	356,000	473,900
	52	297,800	357,700	475,100
	53	298,600	359,400	476,300
	54	299,400	360,800	477,500
	55	300,100	362,200	478,700
	56	300,900	363,700	479,900
	57	301,600	365,300	481,000
	58	302,200	366,900	481,600
	59	303,000	368,400	482,100
	60	303,800	370,000	482,600
	61	304,500	371,600	483,100
	62	305,100	373,200	483,700
	63	305,900	374,800	484,200
	64	306,500	376,300	484,700
	65	307,500	377,900	485,200
	66	308,300	379,500	
	67	309,000	381,100	
	68	309,700	382,600	
	69	310,400	384,100	
	70	311,100	385,700	
	71	311,800	387,100	
	72	312,500	388,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	73	313,200	390,100	
	74	313,900	391,700	
	75	314,600	393,300	
	76	315,200	394,800	
	77	315,800	396,200	
	78	316,500	397,600	
	79	317,200	399,000	
	80	317,800	400,300	
	81	318,400	401,600	
	82	319,000	403,000	
	83	319,700	404,300	
	84	320,400	405,600	
	85	321,100	406,700	
	86	321,900	408,100	
	87	322,600	409,400	
	88	323,200	410,700	

89	323,900	411,900
90	324,700	413,200
91	325,400	414,300
92	326,200	415,500
93	326,700	416,700
94	327,400	417,800
95	328,100	419,000
96	328,800	420,200
97	329,400	421,600
98	330,000	422,600
99	330,800	423,600
100	331,500	424,600
101	332,300	425,500
102	333,100	426,500
103	334,000	427,600
104	334,800	428,700
105	335,400	429,400
106	336,200	430,300
107	337,000	431,200
108	337,800	432,100
109	338,400	432,900
110	338,800	433,700
111	339,100	434,500
112	339,600	435,300
113	340,100	435,900
114	340,500	436,600
115	340,900	437,300
116	341,300	438,000
117	341,800	438,600
118	342,300	439,100
119	342,700	439,400
120	343,200	439,700
121	343,700	440,000
122	344,100	440,300
123	344,500	440,600
124	345,000	440,800
125	345,500	441,000
126	345,800	441,300
127	346,100	441,600
128	346,400	441,800
129	346,600	442,000
130	346,900	442,300
131	347,200	442,600
132	347,400	442,800
133	347,600	443,000
134	347,800	443,300
135	348,000	443,600
136	348,300	443,800

	137	348,600	444,000		
	138	348,800	444,300		
	139	349,100	444,600		
	140	349,400	444,800		
	141	349,600	445,000		
	142	349,800	445,300		
	143	350,100	445,600		
	144	350,300	445,800		
	145	350,600	446,000		
	146	350,800	446,300		
	147	351,100	446,600		
	148	351,400	446,800		
	149	351,600	447,000		
	150	351,800	447,300		
	151	352,100	447,600		
	152	352,400	447,800		
	153	352,600	448,000		
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に11,700円を、４級である学校職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表

学校 職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223, 000	244, 500	374, 500	461, 800
	2	225, 400	246, 900	376, 000	463, 100
	3	227, 800	249, 300	377, 600	464, 300
	4	230, 100	251, 800	379, 100	465, 600
	5	232, 300	254, 300	380, 500	466, 700
	6	234, 700	256, 700	381, 900	467, 800
	7	236, 900	259, 100	383, 200	469, 000
	8	239, 100	261, 600	384, 600	470, 300
	9	241, 300	264, 000	386, 100	471, 600
	10	243, 500	265, 600	387, 400	472, 800
	11	245, 700	267, 200	388, 800	473, 900
	12	248, 000	268, 800	390, 100	475, 000
	13	250, 200	270, 400	391, 500	476, 200
	14	252, 300	271, 800	392, 800	477, 000
	15	254, 400	273, 200	394, 000	477, 800
	16	256, 500	274, 600	395, 200	478, 700
	17	258, 600	276, 000	396, 200	479, 600
	18	260, 400	277, 200	397, 500	480, 000
	19	262, 100	278, 400	398, 800	480, 500
	20	263, 800	279, 600	399, 900	481, 000
	21	265, 500	280, 900	400, 900	481, 500
	22	266, 800	282, 000	402, 100	481, 900
	23	268, 100	283, 100	403, 300	482, 400
	24	269, 300	284, 300	404, 400	482, 900
	25	270, 500	285, 600	405, 400	483, 400
	26	271, 600	287, 300	406, 500	
	27	272, 700	289, 000	407, 600	
	28	273, 800	290, 700	408, 700	
	29	275, 000	292, 400	409, 800	
	30	276, 100	294, 400	411, 000	
	31	277, 200	296, 600	412, 100	
	32	278, 200	298, 900	413, 200	
	33	279, 300	301, 100	414, 200	
	34	280, 300	303, 300	415, 300	
	35	281, 300	305, 600	416, 500	
	36	282, 400	307, 800	417, 700	
	37	283, 600	309, 900	418, 800	
	38	284, 500	311, 800	420, 100	
	39	285, 500	313, 700	421, 200	
	40	286, 600	315, 500	422, 300	

	41	287, 800	317, 400	423, 400
	42	288, 900	319, 300	424, 700
	43	290, 000	321, 100	425, 700
	44	291, 100	322, 800	426, 800
	45	292, 000	324, 500	428, 000
	46	292, 800	326, 300	429, 200
	47	293, 600	328, 000	430, 400
	48	294, 400	329, 700	431, 600
	49	295, 000	331, 400	432, 700
	50	295, 800	333, 200	433, 700
	51	296, 500	335, 000	435, 000
	52	297, 200	336, 700	436, 200
	53	298, 000	338, 100	437, 400
	54	298, 800	340, 000	438, 500
	55	299, 400	341, 800	439, 600
	56	300, 100	343, 500	440, 700
	57	300, 800	345, 300	441, 700
	58	301, 600	347, 200	442, 900
	59	302, 400	348, 900	444, 100
	60	303, 000	350, 700	445, 300
	61	303, 600	352, 500	445, 900
	62	304, 300	354, 300	446, 700
	63	305, 000	356, 000	447, 400
	64	305, 500	357, 700	447, 900
	65	306, 200	359, 400	448, 200
	66	306, 900	360, 800	448, 500
	67	307, 500	362, 200	448, 900
	68	308, 100	363, 700	449, 300
	69	308, 800	365, 300	449, 600
	70	309, 500	366, 800	450, 000
	71	310, 100	368, 300	450, 300
	72	310, 800	369, 800	450, 600
	73	311, 300	371, 200	450, 900
	74	312, 000	372, 800	451, 200
	75	312, 700	374, 300	451, 500
	76	313, 200	375, 700	451, 800
	77	313, 800	377, 100	452, 000
	78	314, 500	378, 600	452, 300
	79	315, 100	380, 100	452, 600
	80	315, 700	381, 700	452, 800
	81	316, 200	383, 000	453, 000
	82	316, 800	384, 300	453, 300
	83	317, 400	385, 600	453, 600
	84	318, 000	386, 800	453, 800
	85	318, 400	387, 900	454, 000
	86	318, 800	389, 100	
	87	319, 300	390, 100	
	88	319, 800	391, 200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務学
校職
員以
外の
学校
職員

89	320, 200	392, 200
90	320, 600	393, 300
91	321, 000	394, 400
92	321, 400	395, 400
93	321, 700	396, 500
94	322, 100	397, 600
95	322, 500	398, 600
96	322, 800	399, 700
97	323, 100	400, 700
98	323, 500	401, 700
99	323, 800	402, 600
100	324, 100	403, 500
101	324, 500	404, 300
102	324, 800	405, 300
103	325, 100	406, 100
104	325, 400	407, 000
105	325, 600	407, 800
106	325, 900	408, 700
107	326, 200	409, 600
108	326, 400	410, 500
109	326, 600	411, 300
110	326, 800	412, 300
111	327, 100	413, 200
112	327, 400	414, 100
113	327, 600	414, 700
114	327, 800	415, 600
115	328, 000	416, 500
116	328, 300	417, 400
117	328, 600	418, 200
118	328, 800	418, 900
119	329, 100	419, 700
120	329, 400	420, 500
121	329, 600	421, 100
122	329, 800	421, 800
123	330, 000	422, 500
124	330, 300	423, 100
125	330, 600	423, 700
126		424, 400
127		424, 900
128		425, 500
129		426, 100
130		426, 700
131		427, 200
132		427, 700
133		428, 000
134		428, 300
135		428, 500
136		428, 800

	137		429, 100		
	138		429, 400		
	139		429, 700		
	140		430, 000		
	141		430, 300		
	142		430, 600		
	143		430, 900		
	144		431, 200		
	145		431, 400		
	146		431, 700		
	147		432, 000		
	148		432, 200		
	149		432, 400		
	150		432, 700		
	151		433, 000		
	152		433, 200		
	153		433, 400		
	154		433, 700		
	155		434, 000		
	156		434, 200		
	157		434, 400		
	158		434, 700		
	159		435, 000		
	160		435, 200		
	161		435, 400		
	162		435, 700		
	163		436, 000		
	164		436, 200		
	165		436, 400		
定年前再任用 短時間勤務 学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		259, 100	310, 000	370, 000	460, 300

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である学校職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

栄 養 職 給 料 表

学校 職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	343,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	345,100
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	346,700
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	348,200
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	349,700
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	351,300
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	352,900
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	354,400
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	358,300
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	360,000
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	361,700
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	363,400
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	364,900
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	366,500
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	368,100
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	369,600
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	370,900
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	372,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	374,200
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	375,800
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	376,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	378,400
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	379,900
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	381,400
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	383,100
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	384,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	386,500
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	388,200
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	389,600
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	390,900
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	392,100
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	393,500
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	394,600
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	395,500
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	396,500
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	397,500
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	398,300
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	399,200
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	400,100
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	400,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	401,700
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	402,500
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	403,300
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	404,000
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	404,700
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	405,400
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	406,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	406,800
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	407,300
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	407,900
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	408,500
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	409,200
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	409,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	410,200
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	410,800
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	411,300
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	411,700
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	412,300
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	412,900
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	413,400
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	413,800
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	414,300
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	414,800
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	415,400
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	415,700
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	416,100
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	416,400
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	416,800
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	417,100
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	417,400
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	417,700
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	417,900
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	418,100
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	418,400
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	418,700
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	418,900
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	419,100
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		419,400
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		419,700
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		419,900
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		420,100
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		420,400
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		420,700
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		420,900
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		421,100
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		

	89		313,600	352,500	374,300		
	90		313,800	352,700	374,600		
	91		314,000	353,100	374,800		
	92		314,200	353,400	375,100		
	93		314,600	353,600	375,400		
	94		314,800	353,900	375,800		
	95		315,000	354,200	376,200		
	96		315,300	354,400	376,600		
	97		315,600	354,600	377,100		
	98		315,800	354,900	377,500		
	99		316,000	355,200	377,900		
	100		316,300	355,400	378,300		
	101		316,600	355,600	378,800		
	102		316,800	355,800			
	103		317,000	356,200			
	104		317,300	356,400			
	105		317,600	356,600			
	106			356,900			
	107			357,300			
	108			357,700			
	109			357,900			
定年前再 任用 短時間勤 務学校職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	331,600

事務職給料表

学校 職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700		
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900		
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100		
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400		
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700		
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900		
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100		
	86	275,500	315,300	366,500				
	87	275,800	315,600	366,900				
	88	276,100	315,900	367,300				

	89	276,400	316,200	367,500				
	90	276,700	316,500	367,900				
	91	277,000	316,800	368,300				
	92	277,300	317,100	368,700				
	93	277,600	317,300	368,900				
	94		317,500	369,200				
	95		317,800	369,600				
	96		318,200	369,900				
	97		318,400	370,200				
	98		318,700	370,600				
	99		319,000	371,000				
	100		319,400	371,400				
	101		319,600	371,900				
	102		319,900	372,300				
	103		320,200	372,700				
	104		320,500	373,100				
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第 3

号 給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別記第 4

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

学校 職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	
	27	272,900	313,700	440,500	
	28	274,100	315,500	441,900	
	29	275,200	317,400	443,300	
	30	276,200	319,300	444,600	
	31	277,300	321,100	446,100	
	32	278,300	322,800	447,600	
	33	279,400	324,500	449,200	
	34	280,500	326,300	450,600	
	35	281,700	328,000	452,200	
	36	283,000	329,700	453,700	
	37	284,200	331,400	455,400	
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	

	41	288,900	338,100	461,600
	42	289,900	340,000	463,100
	43	290,900	341,800	464,300
	44	291,800	343,500	465,500
	45	292,400	345,300	466,700
	46	293,200	347,200	468,000
	47	294,000	348,900	469,200
	48	294,800	350,700	470,400
	49	295,500	352,500	471,500
	50	296,300	354,300	472,700
	51	297,000	356,000	473,900
	52	297,800	357,700	475,100
	53	298,600	359,400	476,300
	54	299,400	360,800	477,500
	55	300,100	362,200	478,700
	56	300,900	363,700	479,900
	57	301,600	365,300	481,000
	58	302,200	366,900	481,600
	59	303,000	368,400	482,100
	60	303,800	370,000	482,600
	61	304,500	371,600	483,100
	62	305,100	373,200	483,700
	63	305,900	374,800	484,200
	64	306,500	376,300	484,700
	65	307,500	377,900	485,200
	66	308,300	379,500	
	67	309,000	381,100	
	68	309,700	382,600	
	69	310,400	384,100	
	70	311,100	385,700	
	71	311,800	387,100	
	72	312,500	388,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	73	313,200	390,100	
	74	313,900	391,700	
	75	314,600	393,300	
	76	315,200	394,800	
	77	315,800	396,200	
	78	316,500	397,600	
	79	317,200	399,000	
	80	317,800	400,300	
	81	318,400	401,600	
	82	319,000	403,000	
	83	319,700	404,300	
	84	320,400	405,600	
	85	321,100	406,700	
	86	321,900	408,100	
	87	322,600	409,400	
	88	323,200	410,700	

89	323,900	411,900
90	324,700	413,200
91	325,400	414,300
92	326,200	415,500
93	326,700	416,700
94	327,400	417,800
95	328,100	419,000
96	328,800	420,200
97	329,400	421,600
98	330,000	422,600
99	330,800	423,600
100	331,500	424,600
101	332,300	425,500
102	333,100	426,500
103	334,000	427,600
104	334,800	428,700
105	335,400	429,400
106	336,200	430,300
107	337,000	431,200
108	337,800	432,100
109	338,400	432,900
110	338,800	433,700
111	339,100	434,500
112	339,600	435,300
113	340,100	435,900
114	340,500	436,600
115	340,900	437,300
116	341,300	438,000
117	341,800	438,600
118	342,300	439,100
119	342,700	439,400
120	343,200	439,700
121	343,700	440,000
122	344,100	440,300
123	344,500	440,600
124	345,000	440,800
125	345,500	441,000
126	345,800	441,300
127	346,100	441,600
128	346,400	441,800
129	346,600	442,000
130	346,900	442,300
131	347,200	442,600
132	347,400	442,800
133	347,600	443,000
134	347,800	443,300
135	348,000	443,600
136	348,300	443,800

	137	348,600	444,000		
	138	348,800	444,300		
	139	349,100	444,600		
	140	349,400	444,800		
	141	349,600	445,000		
	142	349,800	445,300		
	143	350,100	445,600		
	144	350,300	445,800		
	145	350,600	446,000		
	146	350,800	446,300		
	147	351,100	446,600		
	148	351,400	446,800		
	149	351,600	447,000		
	150	351,800	447,300		
	151	352,100	447,600		
	152	352,400	447,800		
	153	352,600	448,000		
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に15,800円を、４級である学校職員の給料月額はこの表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。

小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表

学校 職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223, 000	244, 500	374, 500	461, 800
	2	225, 400	246, 900	376, 000	463, 100
	3	227, 800	249, 300	377, 600	464, 300
	4	230, 100	251, 800	379, 100	465, 600
	5	232, 300	254, 300	380, 500	466, 700
	6	234, 700	256, 700	381, 900	467, 800
	7	236, 900	259, 100	383, 200	469, 000
	8	239, 100	261, 600	384, 600	470, 300
	9	241, 300	264, 000	386, 100	471, 600
	10	243, 500	265, 600	387, 400	472, 800
	11	245, 700	267, 200	388, 800	473, 900
	12	248, 000	268, 800	390, 100	475, 000
	13	250, 200	270, 400	391, 500	476, 200
	14	252, 300	271, 800	392, 800	477, 000
	15	254, 400	273, 200	394, 000	477, 800
	16	256, 500	274, 600	395, 200	478, 700
	17	258, 600	276, 000	396, 200	479, 600
	18	260, 400	277, 200	397, 500	480, 000
	19	262, 100	278, 400	398, 800	480, 500
	20	263, 800	279, 600	399, 900	481, 000
	21	265, 500	280, 900	400, 900	481, 500
	22	266, 800	282, 000	402, 100	481, 900
	23	268, 100	283, 100	403, 300	482, 400
	24	269, 300	284, 300	404, 400	482, 900
	25	270, 500	285, 600	405, 400	483, 400
	26	271, 600	287, 300	406, 500	
	27	272, 700	289, 000	407, 600	
	28	273, 800	290, 700	408, 700	
	29	275, 000	292, 400	409, 800	
	30	276, 100	294, 400	411, 000	
	31	277, 200	296, 600	412, 100	
	32	278, 200	298, 900	413, 200	
	33	279, 300	301, 100	414, 200	
	34	280, 300	303, 300	415, 300	
	35	281, 300	305, 600	416, 500	
	36	282, 400	307, 800	417, 700	
	37	283, 600	309, 900	418, 800	
	38	284, 500	311, 800	420, 100	
	39	285, 500	313, 700	421, 200	
	40	286, 600	315, 500	422, 300	

	41	287, 800	317, 400	423, 400
	42	288, 900	319, 300	424, 700
	43	290, 000	321, 100	425, 700
	44	291, 100	322, 800	426, 800
	45	292, 000	324, 500	428, 000
	46	292, 800	326, 300	429, 200
	47	293, 600	328, 000	430, 400
	48	294, 400	329, 700	431, 600
	49	295, 000	331, 400	432, 700
	50	295, 800	333, 200	433, 700
	51	296, 500	335, 000	435, 000
	52	297, 200	336, 700	436, 200
	53	298, 000	338, 100	437, 400
	54	298, 800	340, 000	438, 500
	55	299, 400	341, 800	439, 600
	56	300, 100	343, 500	440, 700
	57	300, 800	345, 300	441, 700
	58	301, 600	347, 200	442, 900
	59	302, 400	348, 900	444, 100
	60	303, 000	350, 700	445, 300
	61	303, 600	352, 500	445, 900
	62	304, 300	354, 300	446, 700
	63	305, 000	356, 000	447, 400
	64	305, 500	357, 700	447, 900
	65	306, 200	359, 400	448, 200
	66	306, 900	360, 800	448, 500
	67	307, 500	362, 200	448, 900
	68	308, 100	363, 700	449, 300
	69	308, 800	365, 300	449, 600
	70	309, 500	366, 800	450, 000
	71	310, 100	368, 300	450, 300
	72	310, 800	369, 800	450, 600
	73	311, 300	371, 200	450, 900
	74	312, 000	372, 800	451, 200
	75	312, 700	374, 300	451, 500
	76	313, 200	375, 700	451, 800
	77	313, 800	377, 100	452, 000
	78	314, 500	378, 600	452, 300
	79	315, 100	380, 100	452, 600
	80	315, 700	381, 700	452, 800
	81	316, 200	383, 000	453, 000
	82	316, 800	384, 300	453, 300
	83	317, 400	385, 600	453, 600
	84	318, 000	386, 800	453, 800
	85	318, 400	387, 900	454, 000
	86	318, 800	389, 100	
	87	319, 300	390, 100	
	88	319, 800	391, 200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務学
校職
員以
外の
学校
職員

89	320, 200	392, 200
90	320, 600	393, 300
91	321, 000	394, 400
92	321, 400	395, 400
93	321, 700	396, 500
94	322, 100	397, 600
95	322, 500	398, 600
96	322, 800	399, 700
97	323, 100	400, 700
98	323, 500	401, 700
99	323, 800	402, 600
100	324, 100	403, 500
101	324, 500	404, 300
102	324, 800	405, 300
103	325, 100	406, 100
104	325, 400	407, 000
105	325, 600	407, 800
106	325, 900	408, 700
107	326, 200	409, 600
108	326, 400	410, 500
109	326, 600	411, 300
110	326, 800	412, 300
111	327, 100	413, 200
112	327, 400	414, 100
113	327, 600	414, 700
114	327, 800	415, 600
115	328, 000	416, 500
116	328, 300	417, 400
117	328, 600	418, 200
118	328, 800	418, 900
119	329, 100	419, 700
120	329, 400	420, 500
121	329, 600	421, 100
122	329, 800	421, 800
123	330, 000	422, 500
124	330, 300	423, 100
125	330, 600	423, 700
126		424, 400
127		424, 900
128		425, 500
129		426, 100
130		426, 700
131		427, 200
132		427, 700
133		428, 000
134		428, 300
135		428, 500
136		428, 800

	137		429,100		
	138		429,400		
	139		429,700		
	140		430,000		
	141		430,300		
	142		430,600		
	143		430,900		
	144		431,200		
	145		431,400		
	146		431,700		
	147		432,000		
	148		432,200		
	149		432,400		
	150		432,700		
	151		433,000		
	152		433,200		
	153		433,400		
	154		433,700		
	155		434,000		
	156		434,200		
	157		434,400		
	158		434,700		
	159		435,000		
	160		435,200		
	161		435,400		
	162		435,700		
	163		436,000		
	164		436,200		
	165		436,400		
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		259,100	310,000	370,000	460,300

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に15,600円を、４級である学校職員の給料月額はこの表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。

参 考 資 料

目 次

	頁
1 職員給与関係	
令和8年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の平均給与月額等	2
第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等	3
第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比	4
第4表 職員の扶養手当の支給状況	5
第5表 職員の管理職手当の支給状況	5
(1) 群馬県職員の給与に関する条例	5
(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例	5
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の通勤手当の支給状況	6
第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	7
(1) 行政職給料表	7
(2) 公安職給料表	9
(3) 研究職給料表	12
(4) 医療職給料表	13
(ア) 医療職給料表(一)	13
(イ) 医療職給料表(二)	14
(ウ) 医療職給料表(三)	15
(5) 福祉職給料表	17
(6) 高等学校等教育職給料表	18
(7) 小学校中学校教育職給料表	19
(8) 栄養職給料表	21
(9) 事務職給料表	22
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
(1) フルタイム勤務職員	23
(2) 短時間勤務職員	23

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	24
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	25
第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
第13表 民間における職種別給与額等	26
第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	28
第15表 民間における初任給の改定状況	29
第16表 民間における給与改定の状況	29
第17表 民間における定期昇給の実施状況	29
第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	30
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	30
第20表 民間における賞与等の支給状況	30
第21表 民間における定年制の状況	31
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢 到達を理由とした給与減額の状況	31
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える 従業員の年間給与水準	31

3 生計費関係

生計費の概要	32
第24表 費目別、世帯人員別標準生計費	33

4 令和8年人事院勧告等の概要

5 寒冷地手当に関するアンケート調査の集計結果

1 職員給与関係

令和 8 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 55 号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年群馬県条例第 41 号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 8 号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年群馬県条例第 62 号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 根拠法規

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

(3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和 8 年 4 月 1 日に在職するもの

(4) 調査時期

令和 8 年 4 月 1 日現在

(5) 調査事項

① 令和 8 年 4 月 1 日に在職する者

ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 第一種初任給調整手当 (ク) 第二種初任給調整手当 (ケ) 住居手当

(コ) 通勤手当 (サ) 単身赴任手当 (シ) 特殊勤務手当

(ス) 特勤勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (セ) 農林漁業普及指導手当

(ソ) 義務教育等教員特別手当 (タ) 定時制通信教育手当 (チ) 産業教育手当

ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

② 令和 8 年 4 月 1 日に在職する暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	10,936	41.6	19.5	369,526	11,135	10,959	13,463	405,083	12,154
市町村立学校職員	8,066	41.8	19.3	391,683	11,347	7,979	16,828	427,837	15,319
合計	19,002	41.7	19.4	378,931	11,225	9,694	14,892	414,742	13,438
うち一般行政職員	4,529	42.2	20.1	351,205	10,677	8,744	16,164	386,790	10,140

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
4 年齢は、令和8年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
5 経験年数は、令和8年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である（次表において同じ。）。
8 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。
9 定年年齢が段階的に引上げられることに伴い、群馬県職員の給与に関する条例附則第15項又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第11項により給料月額が決定される職員は含まれていない（以下第10表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

区 分 給料表		職 員 数			平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数	給 料			地 域 手 当	扶 養 手 当	そ の 他 手 当	計	平 均 扶 養 親 族 数
		男	女	計			給 料 月 額	給料の 調整額	教 職 調 整 額					
県 職 員	行政職給料表	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
	行政職給料表	2,827	1,218	4,045	41.6	19.3	347,823	698	—	10,671	9,002	16,787	384,981	0.6
	公安職給料表	2,895	345	3,240	39.3	18.1	360,156	14	—	10,699	14,620	6,447	391,936	1.0
	研究職給料表	185	60	245	42.9	19.9	367,545	1,840	—	10,855	9,516	16,069	405,825	0.7
	医療職給料表 (一)	18	3	21	44.3	19.6	455,614	11,290	—	81,417	1,476	273,333	823,130	0.1
	医療職給料表 (二)	80	74	154	42.1	18.5	345,451	9,527	—	10,457	9,123	20,617	395,175	0.6
	医療職給料表 (三)	9	57	66	37.0	13.7	329,388	579	—	9,462	1,705	12,884	354,018	0.1
	福祉職給料表	25	22	47	37.4	15.0	322,217	34,730	—	10,235	7,532	9,847	384,561	0.5
	高等学校等 教育職給料表	1,693	1,149	2,842	44.4	21.8	392,801	3,385	18,112	12,015	10,629	14,426	451,368	0.7
	小学校中学校 教育職給料表	7	2	9	42.6	20.2	392,678	0	14,490	12,110	14,667	20,219	454,164	1.0
市町村立 学校職員	栄養職給料表	1	2	3	50.6	28.8	389,233	0	—	10,898	0	569	400,700	0.0
	事務職給料表	142	122	264	40.3	19.1	335,725	0	—	9,707	5,634	11,726	362,792	0.4
	高等学校等 教育職給料表	35	53	88	41.8	19.3	392,816	8,274	17,699	12,185	11,739	14,736	457,449	0.8
	小学校中学校 教育職給料表	3,474	4,119	7,593	41.8	19.1	376,102	1,150	16,179	11,408	8,082	17,384	430,305	0.6
	栄養職給料表	1	29	30	47.8	25.5	379,970	0	—	10,883	8,733	3,747	403,333	0.6
事務職給料表		156	199	355	42.9	22.1	348,554	0	—	9,893	4,789	6,578	369,814	0.3
全 給 料 表		11,548	7,454	19,002	41.7	19.4	368,312	1,356	9,263	11,225	9,694	14,892	414,742	0.7

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない（以下同じ。）。

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区 分 給料表		計		最 終 学 歴 別 人 員 及 び 構 成 比								性 別 人 員 及 び 構 成 比			
				大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		男		女	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
県	行 政 職 給 料 表	4,045	100.0	3,228	79.8	376	9.3	440	10.9	1	0.0	2,827	69.9	1,218	30.1
	公 安 職 給 料 表	3,240	100.0	1,992	61.5	59	1.8	1,185	36.6	4	0.1	2,895	89.4	345	10.6
	研 究 職 給 料 表	245	100.0	219	89.4	20	8.2	6	2.4	0	0.0	185	75.5	60	24.5
	医 療 職 給 料 表 (一)	21	100.0	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	85.7	3	14.3
	医 療 職 給 料 表 (二)	154	100.0	146	94.8	8	5.2	0	0.0	0	0.0	80	51.9	74	48.1
	医 療 職 給 料 表 (三)	66	100.0	64	97.0	2	3.0	0	0.0	0	0.0	9	13.6	57	86.4
	福 祉 職 給 料 表	47	100.0	41	87.2	5	10.6	1	2.1	0	0.0	25	53.2	22	46.8
	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	2,842	100.0	2,753	96.9	59	2.1	30	1.1	0	0.0	1,693	59.6	1,149	40.4
	小 中 学 校 教 育 職 給 料 表	9	100.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	77.8	2	22.2
	栄 養 職 給 料 表	3	100.0	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	66.7
	事 務 職 給 料 表	264	100.0	114	43.2	76	28.8	74	28.0	0	0.0	142	53.8	122	46.2
市町村立学校職員	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	88	100.0	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35	39.8	53	60.2
	小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	7,593	100.0	7,475	98.4	118	1.6	0	0.0	0	0.0	3,474	45.8	4,119	54.2
	栄 養 職 給 料 表	30	100.0	19	63.3	11	36.7	0	0.0	0	0.0	1	3.3	29	96.7
	事 務 職 給 料 表	355	100.0	126	35.5	113	31.8	116	32.7	0	0.0	156	43.9	199	56.1
合 計		19,002	100.0	16,297	85.8	848	4.5	1,852	9.7	5	0.0	11,548	60.8	7,454	39.2

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人	人	人	人
		7,211	1,890	1,759	3,562
	子	12,576	2,974	3,321	6,281
	うち特定期間にある者	3,747	963	813	1,971
	父 母 等	306	96	21	189
	計	12,882	3,070	3,342	6,470
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数		1.8	1.6	1.9	1.8
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 25,545	円 23,332	円 26,929	円 26,035

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員
受 給 者		人	人	人
		821	746	75
	1 種	16	16	0
	2 種	29	18	11
	3 種	0	0	0
	4 種	35	24	11
	5 種	160	107	53
	6 種	214	214	0
	7 種	114	114	0
	8 種	253	253	0
	9 種	0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 68,144	円 66,083	円 88,649

(注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	教育職員
受 給 者		人	人	人
		1,137	31	1,106
	特種	4	0	4
	1 種	49	0	49
	2 種	136	0	136
	3 種	508	12	496
	4 種	393	19	374
	5 種	47	0	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 50,490	円 45,390	円 50,633

(注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の 住居との間の交通距離			受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上		
受給者	人 58	人 5	人 2	人 65	円 31,231

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 3,834	人 1,170	人 457	人 2,207
手当月額11,000円以下の受給者		12	1	0	11
手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者		1,413	421	212	780
手当月額27,000円の受給者		2,408	748	244	1,416
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 25,023	円 25,049	円 24,567	円 25,104
配偶者の居住する借家・借間		受給者		手当受給者1人当たり 平均手当月額	
		人 2		円 14,000	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 17,756	人 4,842	人 2,800	人 10,114
交通機関等のみを使用する者		457	396	38	23
交通用具のみを使用する者		16,979	4,269	2,713	9,997
交通機関等と交通用具を併用する者		320	177	49	94
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 9,008	円 10,431	円 9,850	円 8,094

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2								6	2
3								8	3
4								6	3
5								3	2
6								1	6
7									2
8	8								1
9									
10	1	1							
11			1						
12	6	104	1						
13		3							
14		12					2		
15	2	2					60		
16	6	88	1				19		
17		5	1				11		
18	5	6	46				1		
19		10	5				12		
20	11	82	12				3		
21		2	6				5		
22	4	13	64				2		
23	1	6	9				7		
24	15	4	3				6		
25	1	6	5				1		
26	4	80	62				1		
27	1	6	10				5		
28	114	11	9				1		
29	4	4	6				2		
30	12	58	35				3		
31	4	8	8				2		
32	106	11	17				2		
33		5	12				1		
34	7	2	9				1		
35	7		3				3		
36	120	1	56	1		2	1		
37	2	1	11			1	1		
38	12		16						
39	2	1	11			2	1		
40	15	5	51	4		7	1		
41	1		11	1		33			
42	3	1	17	23		39			
43		3	12	16		17			
44	2	1	20	25		48			
45		2	4	11		27	1		
46		3	15	18		33			
47		1	7	15		16			
48	3	2	47	27		39			
49		1	11	17	1	32			
50	1	2	11	30		24			
51		1	12	16	11	19			
52		2	43	16	11	47			
53	2	1	11	13	1	13			
54		3	21	15	8	21			
55			11	15	33	18			
56	2		48	13	21	26			
57		3	14	10	12	5			
58	2	2	20	12	10	16			
59			13	14	33	18			
60	1	2	23	7	32	16			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		1	4	4	17	2			
62	2	1	13	6	15	12			
63		2	5	7	23	5			
64			9	3	29	8			
65	1		6	3	27	5			
66			6	4	15	2			
67			2	3	29	3			
68		1	7	3	23	1			
69				4	25	1			
70			5	1	15	4			
71			3	3	30				
72		2	8	4	19				
73	1			6	16	3			
74		1	2	2	19				
75	1			4	25				
76	1		3	1	15				
77			6	2	18				
78			3	2	21				
79			4	3	27				
80			2	1	15				
81			1	2	26				
82			5		22				
83			1		24				
84			4	4	7				
85			2	16	120				
86			1						
87			3						
88			2						
89									
90			4						
91			1						
92		1	1						
93			3						
94									
95		2							
96			3						
97			3						
98			1						
99			1						
100			2						
101			1						
102			2						
103			1						
104			3						
105			2						
106			3						
107			1						
108			1						
109			27						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	493	579	1,008	407	795	565	155	24	19
								合 計	4,045

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表
(警察官に適用)

(単位：人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5									1	3
6										4
7										10
8	27									4
9										1
10										
11	4									
12	25									
13	1									
14	7									
15	9									
16	21									
17	2									
18	4									
19	8									
20	19									
21										
22	11									
23	6									
24	48									
25	1									
26	16	2								
27	7	2								
28	52	30							4	
29	8	4							7	
30	15	20							1	
31	11	3							1	
32	35	31							2	
33	6	2							3	
34	17	14								
35	2	7							3	
36	8	36	5	1					2	
37	3	8							1	
38	3	22	6	1					2	
39		6	3	1	21				2	
40	3	40	7	1	10			1	2	
41	2	7	3	2	8			1		
42	3	12	9		7				4	
43	1	9	6	4	16			2		
44	1	39	4	2	14			4	2	
45	2	9	11	2	15				12	
46	1	19	11	1	12			3		
47		5	9	3	16			3		
48		26	12	1	9	5		5		
49		3	6	4	7	3		2		
50		17	19	3	12	4		2		
51		6	16	2	13	2				
52		19	16	6	9	5		4		
53		5	18	8	4					
54		14	13	5	11	3		3		
55		7	14	13	5			2		
56		13	15	8	12	3		3		
57		2	10	10	12	3		1		
58		7	14	21	16	6		3		
59		4	17	18	4	2				
60		2	27	24	10	5		1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61			2	18	16	18	1			
62				12	15	14	4	1		
63				18	22	7	4			
64			1	21	18	20	6			
65				18	20	16	8			
66			1	22	15	12	4			
67			1	20	22	5	4			
68				19	17	22	6			
69			1	24	17	11	3			
70			1	19	23	12	6			
71			1	12	19	8	4			
72				20	22	8	2			
73				22	15	15	3			
74				11	15	9	8			
75				23	11	11	4			
76				22	10	14	2			
77				20	9	8	3			
78				11	11	13	2			
79				18	16	4	2			
80			1	19	9	12	6			
81				12	8	6	1			
82				13	5	7	3			
83				3	13	4	4			
84				3	5	9	1			
85				7	4	3	14			
86				2	3	10				
87			1	3	4	4				
88				6	11	15				
89				1	5	137				
90				2	12					
91				2	6					
92			1	6	6					
93				6	1					
94				5	5					
95				4	7					
96				1	11					
97				3	5					
98				6	6					
99				4	3					
100				4	4					
101					1					
102				2	7					
103				3	4					
104					4					
105				2	5					
106				1	3					
107				2	1					
108				1	1					
109										
110					1					
111				2	2					
112				2	2					
113				4	4					
114					4					
115				1	2					
116					3					
117				2	4					
118					3					
119				1	4					
120					4					
121				2	31					
122				1						
123										
124				1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125			1						
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141			6						
142									
143									
144									
145	3								
計	389	466	773	677	677	146	41	49	22
								合 計	3,240

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4			3			
5						
6						
7						1
8		1	2			3
9						1
10						
11			1			
12			1			
13						
14			1			
15			1			
16			1			
17		1				
18						
19						
20			2			
21						
22						
23						
24			6			
25						
26			1			
27			1			
28		3	2			
29						
30				1		
31			2	2	6	
32		2		1	7	
33			1		1	
34			1	2	2	
35			1		6	
36			1	2	7	
37					1	
38			6	1		
39				4		
40			1		6	
41				1		
42				1		
43					1	
44				1	1	
45				2	2	
46			5	2	1	
47			2	1	1	
48				2	1	
49				1		
50			4		1	
51						
52			2	1		
53			2			
54			2			
55					1	
56				1		
57			1			
58			7			
59			1			
60			5			

号給	級	1	2	3	4	5
61			1			
62			3	1		
63			1	2		
64			5	2		
65				1		
66				1		
67			3	3		
68			1			
69				2		
70			1	2		
71						
72			1			
73				1		
74			2	1		
75				1		
76			3	4		
77				1		
78						
79			1	1		
80			3	1		
81			1	20		
82			1			
83			1			
84			4			
85			1			
86			3			
87			1			
88			3			
89			1			
90			1			
91			2			
92			2			
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106			1			
107			1			
108			2			
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116			1			
117						
118						
119						
120						
121						
計		7	118	70	45	5
					合 計	245

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	4			1
9				
10				
11				
12	3			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28				
29				
30	1			
31		1		
32				
33				
34				
35				
36	1			
37				
38				
39				
40				
41				1
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				1
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			6	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	10	1	9	1
合 計			21	

(イ) 医療職給料表（二）

（保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		3						
9								
10								
11								3
12								1
13								
14		1						
15								
16		2						
17								
18		1						
19		1						
20								
21								
22								
23								
24		7						
25								
26		1	1					
27								
28		5	1					
29								
30			8					
31								
32		3	2					
33								
34			2					
35								
36					1			
37			1				1	
38		3	6					
39			2				1	
40		1					2	
41								
42		4	1		1		1	
43		3	1		1			
44		2	3				2	
45			1				1	
46					1		1	
47							1	
48			3	1			3	
49				1			2	
50				1			2	
51								
52				2			2	
53							1	
54			3	1			2	
55							1	
56				3			1	
57				2				
58					1			
59								
60				1		1		

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61							1	
62							1	
63							2	
64				1			1	
65			1			3		
66								
67						1		
68						2		
69								
70					1	2		
71				1		2		
72								
73						2		
74								
75						1		
76						2		
77								
78				1		1		
79			1			1		
80				1		1		
81								
82								
83								
84								
85				1		4		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92				1				
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計	0	37	37	18	6	27	25	4
							合計	154

(ウ) 医療職給料表（三）

(保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		3						
13								
14		1						
15								
16		2						
17								
18								
19								
20		6						
21								
22								
23			1					
24			1					
25								
26								
27								
28		2	1					
29								
30								
31								
32		8						
33							3	
34							5	
35		1	1					
36		1	1					
37		1						
38		1						
39								
40			2					
41		1						
42		2						
43			1					
44			1		1			
45			1					
46		2						
47								
48		1		1				
49								
50								
51								
52			1	1				
53								
54								
55								
56				1				
57								
58				1				
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61					1			
62								
63					1			
64								
65								
66						1		
67								
68				1				
69								
70						1		
71								
72								
73								
74								
75						1		
76								
77								
78								
79						1		
80								
81								
82								
83						1		
84			1					
85						1		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	32	12	5	3	6	8	0
合計							66	

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			2				
9							
10							
11							
12			2				
13							
14							
15							
16							
17			1				
18							
19		1	2				
20			1				
21							
22							
23							
24			1				
25							
26							
27							
28		2					
29			1				
30							
31							
32		3					
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40		2					
41		1					
42		2	1				
43							
44					2		
45							
46			1				
47							
48							
49					1	1	
50							
51							
52							
53					1		
54							
55							
56			1		1		
57							
58							
59					1		
60			1				
61				1			
62				1			
63							
64				2			
65					1		
66							
67							
68							
69				1			
70				1			
71			1	1	1		
72							
73							
74							
75					1		
76							
77							
78							
79							
80							

号給	級	1	2	3	4	5	6
81							
82			1				
83							
84							
85					2		
86							
87							
88			1				
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		11	17	7	11	1	0
合 計							47

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			34		
5					
6			1		
7					
8			27		
9					
10			5		
11					
12			33		1
13			1		7
14			4		3
15			3		7
16			43		
17			1		6
18			11		17
19			3		6
20			18		1
21					
22			8		8
23			24		1
24	1		21		1
25			7		21
26			4		
27			15		
28			7		
29			6		
30	1		2		
31			21		
32			15		
33			11		
34	1		8		
35			31		
36			15		
37	1		16		
38			7		
39			36		
40			6		
41			10		
42			8		
43			36		
44	1		7		
45			8		
46	1		10		
47			25		1
48			16		
49			9		5
50			16		3
51			19		4
52			30		10
53			10		7
54			8		2
55			24		2
56	1		14		13
57			8		11
58			14		4
59	1		7		1
60			5		5
61	1		9		4
62			5		
63			8		6
64			31		7
65			11		22
66			20		
67			9		
68			6		
69			34		
70	1		11		
71			11		
72	1		4		
73	1		36		
74			1		
75	1		16		
76			10		
77	1		39		
78			7		
79			12		
80	1		13		

号給	級	1	2	3	4
81			4		
82			3		
83			10		
84			8		
85		2	30		
86	1		12		
87			7		
88	1		6		
89	1		30		
90			12		
91	1		15		
92	1		8		
93	2		25		
94	1		9		
95	3		19		
96	1		16		
97	1		28		
98	1		8		
99	1		13		
100	1		15		
101	1		5		
102	2		8		
103	1		5		
104	2		11		
105	1		27		
106	1		16		
107	1		10		
108			17		
109	1		26		
110	1		9		
111	1		20		
112			14		
113	1		30		
114			12		
115	2		23		
116	1		10		
117			33		
118			12		
119	2		17		
120	3		16		
121			6		
122			6		
123			10		
124			31		
125	1		17		
126	1		15		
127			22		
128	1		39		
129	1		12		
130	1		29		
131			17		
132	2		25		
133	2		16		
134	3		29		
135	1		20		
136	2		39		
137			9		
138			29		
139			13		
140			23		
141	2		14		
142			31		
143	2		29		
144	2		52		
145	1		41		
146	1		65		
147			61		
148	1		70		
149	1		52		
150	1		68		
151			34		
152			48		
153	18		54		
計	98	2,646		107	79
				合 計	2,930

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				15
8				41
9				111
10				22
11				3
12				17
13				71
14				6
15				
16		166		9
17				36
18		5		6
19		2		3
20		197		3
21		1		17
22		8		4
23		7		1
24		167		5
25		1		51
26		25		
27		3		
28		183		
29				
30		20		
31		5		
32		66		
33		2		
34		13		
35		110		
36		58		
37		15		
38		23		
39		139		
40		39		
41		23		
42		20		
43		139		
44		35		
45		30		
46		16		
47		131		
48		20		
49		36		
50		16		
51		126		
52		16		
53		27		
54		24		
55		124		
56		28		
57		26	1	
58		15		
59		61		
60		75		

級

号給

1	2	3	4
61		30	1
62		29	
63		60	
64		90	
65		22	2
66		27	
67		44	
68		86	
69		27	29
70		27	14
71		27	28
72		98	32
73		19	20
74		30	9
75		14	31
76		12	42
77		9	10
78		7	12
79		15	35
80		18	30
81		108	7
82		12	8
83		38	33
84		23	13
85		98	87
86		21	
87		34	
88		23	
89		117	
90		12	
91		33	
92		28	
93		93	
94		16	
95		42	
96		25	
97		13	
98		10	
99		14	
100		19	
101		91	
102		32	
103		30	
104		42	
105		63	
106		21	
107		35	
108		37	
109		79	
110		19	
111		33	
112		28	
113		25	
114		10	
115		19	
116		17	
117		76	
118		31	
119		34	
120		51	

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
121		58		
122		34		
123		40		
124		41		
125		70		
126		26		
127		31		
128		41		
129		46		
130		25		
131		30		
132		31		
133		22		
134		21		
135		25		
136		41		
137		28		
138		38		
139		38		
140		49		
141		28		
142		27		
143		42		
144		31		
145		34		
146		37		
147		37		
148		40		
149		21		
150		41		
151		30		
152		44		
153		29		
154		45		
155		49		
156		66		
157		93		
158		127		
159		127		
160		139		
161		101		
162		116		
163		73		
164		61		
165		70		
計	0	6,729	452	421
		合 計		7,602

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38			1			
39						
40						
41						
42					1	
43						
44						
45					2	
46					1	
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56			1			
57						
58						1
59						
60						1

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61						
62			2			
63						
64			1	1		
65						
66						
67						
68				1		1
69						1
70						
71						1
72						
73						1
74				2		
75						1
76						
77						1
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						11
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	0	1	5	4	4	19
合 計						33

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10	1						
11							
12	4						
13							
14	1	5					
15							
16	6	9	8				
17	1	1	1				
18	6	7	4				
19		1					
20	4		2				
21			1				
22	5	9	6				
23	1	1	4				
24	6	9	6				
25		1	1				
26	13	8	6				
27		1	3				
28	6	5	12				
29	1	1					
30	9	3	1				
31		1	1				
32	4	1	8				
33	1		1				
34	3	1	14				
35							
36	7		7				
37	1						
38	7		4				
39	1						
40	3		5			2	
41	1					12	
42	1		7			14	
43						6	
44			7	6		6	
45			2	2		1	
46			5	2		4	
47			1			2	
48	1		2	5		4	
49			2	3		3	
50			1			6	
51			1	1		1	
52				1		2	
53				1	7		
54			4	2	1		
55				3	5		
56			6	3	3		
57			1	2	1		
58			6	1	1		
59				1	1		
60			3	1	2		
61					4		
62			3	1	5	1	
63							
64			6				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65					6		
66			1				
67			2		1		
68					3	1	
69			1		4		
70			1		4		
71					4		
72					6		
73					7		
74					3		
75			1		3		
76					4		
77					3		
78					4		
79				1	15		
80					13		
81					13		
82					10		
83					9		
84					7		
85					52		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	94	64	159	36	201	65	0
合計							619

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	66	1	3	12	50						
公安職給料表	31		2	8	21						
研究職給料表	4			4							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	0										
医療職給料表（三）	5			5							
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	236	6	230								
小学校中学校教育職給料表	265		265								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	20			20							
給料表計	627										
60歳	0										
61歳	0										
62歳	249										
63歳	212										
64歳	166										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした（次表において同じ。）。

(2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	166	1	2	31	132						
公安職給料表	12		2		10						
研究職給料表	14		1	13							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	8				1	7					
医療職給料表（三）	6					6					
福祉職給料表	3	1			2						
高等学校等教育職給料表	2		2								
小学校中学校教育職給料表	88		88								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	299										
60歳	48										
61歳	55										
62歳	69										
63歳	65										
64歳	62										

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 767 事業所
- ② 調査対象職種 76 職種（一般行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 154 事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第 11 表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が 6,562 人（初任給関係 259 人、初任給関係以外 6,303 人）であり、その他の職種が 574 人（初任給関係 9 人、初任給関係以外 565 人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 53,580 人であり、このうち、一般行政職相当職種は 41,127 人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所
	133	58	75	
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	4	1	3	
製 造 業	78	27	51	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	15	10	5	
卸 売 業 , 小 売 業	10	7	3	
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	7	6	1	
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	19	7	12	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 3 所、調査不能の事業所が 18 所あった。
- 2 調査対象事業所 154 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 3 所を除いた 151 所に占める調査完了事業所 133 所の割合（調査完了率）は、88.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
		円	円	円
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	261,128	272,150	247,924
	大 学 卒	236,615	248,663	224,082
	短 大 卒	209,399	219,916	203,338
	高 校 卒	199,059	203,049	196,178
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	265,160	277,963	251,573
	大 学 卒	244,375	255,686	233,485
	短 大 卒	214,381	221,515	210,408
	高 校 卒	202,147	206,990	199,503
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	262,962	274,713	249,642
	大 学 卒	239,423	251,142	227,569
	短 大 卒	211,313	220,522	206,074
	高 校 卒	200,192	204,342	197,483

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にものみ支給される給与は除いている。

第 13 表 民間における職種別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 56.1	円 748,911	円 38	円 748,873	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	13	54.9	735,397	0	735,397	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	180	53.7	679,619	4,969	674,650	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	163	54.5	621,757	11,599	610,158	同上
	事 務 部 次 長	85	51.0	702,221	268	701,953	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	35	53.4	615,992	3,202	612,790	同上
	事 務 課 長	420	49.8	612,863	11,539	601,324	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	329	50.5	573,566	16,339	557,227	同上
	事務課長代理	65	42.3	500,078	62,042	438,036	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技術課長代理	72	49.7	467,182	27,913	439,269	同上
	事 務 係 長	574	46.6	478,792	68,761	410,031	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	332	46.4	508,415	85,125	423,290	同上
	事 務 主 任	516	43.2	416,337	57,511	358,826	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	446	44.7	466,214	81,534	384,680	同上
	事 務 係 員	1,707	39.1	356,679	33,810	322,869	
	技 術 係 員	1,360	39.9	405,631	58,120	347,511	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	3	51.5	614,012	0	614,012	
	高等学校教諭	73	48.0	475,395	9,324	466,071	
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	20	55.2	1,289,994	355,079	934,915	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	33	35.0	986,384	250,984	735,400	
	歯 科 医 師	2	43.5	943,157	0	943,157	
	薬 局 長	2	54.0	532,798	67,686	465,112	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	23	35.8	363,824	33,512	330,312	
	診療放射線技師	29	41.5	426,829	49,457	377,372	
	臨床検査技師	31	37.5	413,695	71,418	342,277	
	栄 養 士	27	35.7	330,651	22,319	308,332	
	理学療法士	35	37.1	365,197	30,856	334,341	
	作業療法士	42	37.6	327,280	16,541	310,739	
	総看護師長	5	56.9	531,800	63,496	468,304	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	26	51.8	460,044	48,852	411,192	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	133	51.3	464,309	66,200	398,109	
技能・労務関係職種	准 看 護 師	50	45.5	286,524	28,869	257,655	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	27	43.4	444,764	117,926	326,838	
	用 務 員	2	58.0	234,025	0	234,025	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	62.4	円 666,181	円 74,706	円 591,475	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	21	62.2	537,917	0	537,917	
	事務・技術部次長	2	60.5	476,880	0	476,880	
	事務・技術課長	14	63.5	424,659	10,836	413,823	
	事務・技術課長代理	2	62.5	336,500	0	336,500	
	事務・技術係長	25	63.8	477,479	52,284	425,195	
	事務・技術主任	5	60.7	462,266	91,900	370,366	
	事務・技術係員	457	62.5	326,765	17,140	309,625	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
	増額		据置き	減額		
大 学 卒		54.4%	(76.9%)	(23.1%)	(0.0%)	45.6%
高 校 卒		61.5%	(84.5%)	(15.5%)	(0.0%)	38.5%

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		79.7%	0.5%	0.0%	19.8%
課 長 級		79.6%	0.5%	0.9%	19.1%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
				増額	減額			変化なし
係 員		92.2%	91.5%	40.4%	5.4%	45.7%	0.7%	7.8%
課 長 級		83.5%	82.8%	39.5%	7.3%	36.0%	0.7%	16.5%

(注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
94.7%	69.6%	49.4%	5.3%

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
 2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11 回	12 回	13～23 回	24 回	25 回以上	平均	
92.1%	(10.1%)	(39.8%)	(10.6%)	(25.2%)	(14.2%)	18.4 回	7.9%

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。
 2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、() 内は当該事業所を 100 とした割合である。

第 19 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
58.6%	41.4%	50.7%	49.3%	49.1%	50.9%

第 20 表 民間における賞与等の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		388, 404 円	310, 474 円
	上半期 (A ₂)		404, 897 円	329, 819 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)		886, 358 円	686, 579 円
	上半期 (B ₂)		983, 888 円	735, 054 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ ／A ₁)		2. 28 月分	2. 21 月分
	上半期 (B ₂ ／A ₂)		2. 43 月分	2. 23 月分
年間の平均			4. 71 月分	4. 44 月分

- (注) 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。
 備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.65 月である。

第 21 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
98.9%	66.9%	32.0%	1.1%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課長級	46.3%	40.9%	53.7%
非管理職	50.8%	45.4%	49.2%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
75.7%	75.3%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

生計費の概要

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和8年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和8年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

（注） 家計調査の前橋市における集計世帯数は54世帯

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月、前橋市)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,660	49,530	61,330	73,120	84,830
住 居 関 係 費	35,830	46,410	40,040	33,670	27,250
被 服 ・ 履 物 費	4,580	5,070	7,080	9,080	11,100
雑 費 I	34,990	43,820	60,760	77,520	94,460
雑 費 II	10,930	21,110	24,650	28,200	31,810
計	113,990	165,940	193,860	221,590	249,450

4 人事院勧告等の概要

令和8年 人事院勧告・報告の概要



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年度に具体的な内容を報告】 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 【対象】 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透 国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断		

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

5 寒冷地手当に関するアンケート調査の集計結果

0 アンケートの概要

このアンケートは、寒冷地手当支給地域（又は指定公署）に勤務することによる冬季の生計費への影響を把握し、今後の寒冷地手当制度の見直しに活用するために、現に寒冷地手当の支給を受けている職員を対象に実施したものである。具体的には、令和7年10月と比べて令和8年2月の次の各費目の支出が増加したかどうかを選択し、「はい」の場合は増加額帯を選択する。また、現行の寒冷度に応じた級地区分による手当額の差を示した上で、それについて意見がある場合は自由記述による記載を求めた。

【費目】

光熱費（電気・ガス・灯油等）、ガソリン代、水道費（凍結防止等）、その他（除雪費等）、スタッドレスタイヤの購入費、被服の購入費（防寒着・防寒靴等）

1 有効回答及び集計上の整理

全回答件数は616件であり、このうち勤務先所在地等から級地判定が可能で、かつ勤務先が寒冷地手当支給地域又は指定公署に該当する465件（事務職74、技術職76、教育職175、公安職140）を有効回答として集計の対象とした。

なお、指定公署（有効回答数7）については、現行制度上3級地（有効回答数290）と同額の手当が支給されていることから、集計上は「3級地・指定公署」としてまとめる。なお、表中では便宜上「3・指」と表記する。

表1 級地別有効回答数

級地区分	有効回答数	構成比
1級地	144	約31%
2級地	24	約5%
3・指	297	約64%

※2級地については有効回答数が24件と相対的に少ないため、平均額や高額帯割合は個別回答の影響を受けやすい点に留意が必要である。

2 集計方法

- ・「増加した」と回答した割合は、各費目について「はい」と回答した者の割合として整理した。
- ・増加額については、回答された金額帯を代表額に置き換えて集計した。

例：10,001～20,000 円→15,000 円、20,001～30,000 円→25,000 円

- ・高額帯割合については、原則として 50,001 円以上を高額帯として整理した。ただし、スタッドレスタイヤ購入費は費目の特性を踏まえ、70,001 円以上を高額帯として整理した。
- ・平均額は個別の高額回答の影響を受けるため、増加割合、増加額帯分布、高額帯割合、自由記述の傾向を併せて総合的に確認した。

3 集計結果

（1）冬季支出の増加の状況

表2 費目別「増加した」と回答した割合

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	93.8%	66.7%	29.2%	41.7%	66.7%	82.6%
2 級地	95.8%	75.0%	33.3%	54.2%	79.2%	87.5%
3・指	88.6%	59.3%	31.3%	26.3%	62.3%	74.1%

（2）増加額帯等の分布

表3から表8までの増加額帯の割合は、各費目について「増加した」（スタッドレスタイヤ及び被服については「購入した」）と回答し、かつ増加額帯又は購入費帯を回答した者を母数として算出した。

表3 光熱費の増加額帯

級地区分	1～5,000 円	5,001～10,000 円	10,001～20,000 円	20,001～30,000 円	30,001～40,000 円	40,001～50,000 円	50,001～70,000 円	70,001～90,000 円	90,001 円以上
1 級地	21.64%	34.33%	26.12%	11.94%	4.48%	0.75%	0.75%	0.00%	0.00%
2 級地	21.74%	13.04%	52.17%	4.35%	4.35%	0.00%	4.35%	0.00%	0.00%
3・指	22.14%	38.93%	19.47%	11.07%	4.96%	2.29%	0.76%	0.38%	0.00%

表4 ガソリン代の増加額帯

級地区分	1～ 5,000 円	5,001～ 10,000 円	10,001～ 20,000 円	20,001～ 30,000 円	30,001～ 40,000 円	40,001～ 50,000 円	50,001～ 70,000 円	70,001～ 90,000 円	90,001 円以上
1 級地	39.58%	40.63%	16.67%	3.13%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2 級地	22.22%	38.89%	22.22%	5.56%	5.56%	0.00%	5.56%	0.00%	0.00%
3・指	42.61%	37.50%	16.48%	2.84%	0.57%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

表5 水道費の増加額帯

級地区分	1～ 5,000 円	5,001～ 10,000 円	10,001～ 20,000 円	20,001～ 30,000 円	30,001～ 40,000 円	40,001～ 50,000 円	50,001～ 70,000 円	70,001～ 90,000 円	90,001 円以上
1 級地	73.81%	19.05%	4.76%	2.38%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2 級地	37.50%	25.00%	25.00%	12.50%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
3・指	73.12%	22.58%	3.23%	0.00%	0.00%	0.00%	1.08%	0.00%	0.00%

表6 その他（除雪費等）の増加額帯

級地区分	1～ 5,000 円	5,001～ 10,000 円	10,001～ 20,000 円	20,001～ 30,000 円	30,001～ 40,000 円	40,001～ 50,000 円	50,001～ 70,000 円	70,001～ 90,000 円	90,001 円以上
1 級地	38.33%	26.67%	23.33%	8.33%	1.67%	1.67%	0.00%	0.00%	0.00%
2 級地	46.15%	23.08%	23.08%	7.69%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
3・指	39.74%	35.90%	15.38%	5.13%	1.28%	0.00%	1.28%	0.00%	1.28%

表7 スタッドレスタイヤの購入費帯

級地区分	1～ 5,000 円	5,001～ 10,000 円	10,001～ 20,000 円	20,001～ 30,000 円	30,001～ 40,000 円	40,001～ 50,000 円	50,001～ 70,000 円	70,001～ 90,000 円	90,001 円以上
1 級地	0.00%	1.04%	3.13%	5.21%	9.38%	15.63%	17.71%	12.50%	35.42%
2 級地	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.26%	10.53%	21.05%	63.16%
3・指	0.00%	0.00%	1.09%	7.07%	8.70%	9.78%	21.74%	15.76%	35.87%

表 8 被服の購入費帯

級地区分	1～ 5,000 円	5,001～ 10,000 円	10,001～ 20,000 円	20,001～ 30,000 円	30,001～ 40,000 円	40,001～ 50,000 円	50,001～ 70,000 円	70,001～ 90,000 円	90,001 円以上
1 級地	8.40%	28.57%	29.41%	21.01%	3.36%	5.88%	1.68%	0.00%	1.68%
2 級地	0.00%	42.86%	23.81%	14.29%	0.00%	19.05%	0.00%	0.00%	0.00%
3・指	11.42%	24.20%	34.70%	17.35%	5.48%	4.11%	1.37%	0.00%	1.37%

(3) 代表額平均

表 9 費目別増加額等の代表額平均 (円)

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他(除雪 費等)	スタッドレス タイヤ	被服費
1 級地	11,611	5,010	1,444	4,194	45,469	15,347
2 級地	14,062	10,188	3,292	4,604	70,208	16,562
3・指	11,293	4,428	1,571	2,620	43,923	13,022

(4) 高額帯割合

表 10 費目別高額帯割合

分析用区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他(除雪 費等)	スタッドレス タイヤ	被服費
1 級地	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	31.9%	2.8%
2 級地	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%
3・指	1.0%	0.0%	0.3%	0.7%	32.0%	2.0%

※50,001 円以上を高額帯として整理。ただし、スタッドレスタイヤ購入費の高額帯割合は 70,001 円以上を高額帯として算出した。なお、2 級地は母数が 24 件であるため、割合は個別回答の影響を受けやすい。

（５）属性別クロス集計（費目別代表額平均（円））（参考）

以下の属性別クロス集計は、属性による傾向を参考として確認するために整理したものであり、区分によっては回答数が少ない点に留意が必要である。

① 世帯主／非世帯主の別

表 11 世帯主

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	11,283	4,433	938	3,967	46,354	15,263
2 級地	12,933	7,567	2,600	4,300	61,333	16,333
3・指	11,929	4,611	1,613	2,434	44,823	13,400

表 12 非世帯主

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	13,250	7,896	3,979	5,333	41,042	15,771
2 級地	15,944	14,556	4,444	5,111	85,000	16,944
3・指	9,268	3,845	1,437	3,211	41,056	11,817

② 職種別

表 13 事務職

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	16,676	4,588	1,412	6,382	45,735	18,412
2 級地	15,000	7,500	0	15,000	80,000	15,000
3・指	12,313	3,054	1,232	4,295	40,536	10,884

表 14 技術職

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	8,314	3,514	343	5,300	44,429	11,943
2 級地	3,375	6,375	0	4,500	95,000	20,625
3・指	7,851	2,676	1,378	527	43,784	13,311

表 15 教育職

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	15,119	7,286	2,524	5,524	40,833	17,655
2 級地	14,100	8,100	4,567	4,467	57,667	16,333
3・指	12,445	5,636	1,564	2,258	45,975	13,208

表 16 公安職

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	9,250	4,290	1,320	1,560	50,000	14,750
2 級地	24,375	22,500	2,625	2,625	90,000	13,750
3・指	10,529	4,419	1,884	2,924	43,372	14,035

③ 居住地在寒冷地手当支給地域内 ／ 地域外の別

表 17 居住地在支給地域内

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	11,826	4,804	1,446	4,161	45,871	14,250
2 級地	14,333	7,833	4,222	5,139	68,056	14,444
3・指	13,209	4,536	1,706	2,415	38,954	12,186

表 18 居住地在支給地域外

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	10,859	5,734	1,438	4,313	44,063	19,188
2 級地	13,250	17,250	500	3,000	76,667	22,917
3・指	9,257	4,313	1,427	2,837	49,201	13,910

④ 通勤方法別

表 19 公共交通機関

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	3,375	2,250	0	7,750	50,000	10,750
2 級地						
3・指	8,000	2,571	1,286	3,214	37,143	15,786

表 20 自家用車

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	11,696	5,357	1,670	4,192	46,362	16,290
2 級地	11,932	7,705	3,250	4,886	67,500	17,045
3・指	11,310	4,553	1,592	2,683	44,656	12,877

表 21 公共交通機関と自家用車併用

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地						
2 級地						
3・指	15,000	3,750	750	0	50,000	25,625

表 22 徒歩

級地区分	光熱費	ガソリン代	水道費	その他（除雪費等）	スタッドレスタイヤ	被服費
1 級地	11,474	4,579	947	4,500	45,263	10,921
2 級地						
3・指	6,600	2,100	1,200	0	25,000	600

※その他、通勤方法に「公舎居住」や「住込み」の回答もあったが、ごく少数のため割愛する。

4 自由記述

寒冷度に応じて級地を区分し、支給額に差を設けていることについてどう考えるかという自由記述の設問に対して、記載された意見は 93 件あり、全意見をその趣旨ごとにタグ付けして整理した。

設問趣旨を踏まえ、現行の級地区分の是非を中心に分類した。手当額自体の増額要望や、現行の支給額に不満なしなど、級地区分との関係が明確でない意見は「その他」として整理した。

表 23 自由記述のタグ別件数

タグ	件数
現行の級地区分を肯定	9
現行の級地区分に疑問を感じる又は見直しを求める	12
その他（設問の趣旨外の意見）	72